

令和5年度
令和における福生市立学校の
在り方検討委員会
報告書

令和6年3月
福生市教育委員会

は じ め に

「令和における福生市立学校の在り方検討委員会」は、福生市における教育課題の解決や、学校教育に対する市民の思いや願いの実現を目指し、今後の福生市立学校の在り方等について検討を進めていく委員会です。本検討委員会の委員は、福生市立小・中学校の校長、PTA関係者、町会長協議会代表、コミュニティ・スクール委員会委員、幼稚園長、保育園長、民生委員・児童委員協議会代表など、福生市の様々なお立場の方々です。そのことから、毎回の検討委員会における議論では、学校現場に即した中身の濃い検討となりました。

令和5年度の検討委員会では、設置要綱に示されている5点の検討事項のうち、「コミュニティ・スクールの充実に関すること。」、「不登校対策に関すること。」、その他教育委員会が必要と認める事項として、「部活動の地域連携・地域移行」の3点について、5回にわたって検討を進めてまいりました。事務局からは、各検討事項について福生市の取組及びその成果や課題を説明いただきました。また、第3回の検討委員会では、東京都教育庁指導部 主任指導主事 大村 賢治 様から部活動の地域連携・地域移行について御講演を賜り、国や都の動向について御教示いただきました。

検討を進めるに当たっては、第一に現状維持から脱却すること、第二に福生の特色を生かすこと、第三に「初めに子どもありき」で考えること、この3点を踏まえ、委員それぞれのお立場からの御意見を多く頂戴いたしました。

このような過程を経て、本検討委員会では、委員の意見を基に、今後の福生市における持続可能なコミュニティ・スクールの在り方、今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方について、教育委員会及び各小・中学校が取り組むべきことを整理し、提言として報告書にまとめることができました。なお、部活動の地域連携・地域移行については今後の取組への期待としてまとめました。

福生市教育委員会におかれましては、本提言及び期待を、今後の教育施策の検討に生かしていただければ幸甚です。そして、福生市の特色を最大限に生かし、未来を担うふっさっ子たちのために、地域社会総がかりでの教育を推進していただくことを強く願います。

結びに、検討委員会委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りましたことに御礼を申し上げるとともに、福生市教育委員会事務局の皆様方、関係の皆様方の御尽力に感謝申し上げます。

未来の福生、日本、世界を支える子どもたちに思いを馳せ、願いを込めていただいた本会の数々の御意見が、次の新しい時代の教育に生かされることを御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

令和6年3月

令和における福生市立学校の在り方検討委員会
委員長 小林 福太郎

目次

第1章 コミュニティ・スクールの充実

1	コミュニティ・スクール制度の概要	4
2	コミュニティ・スクールと学校支援地域組織との関わり	5
3	コミュニティ・スクールの導入状況	
(1)	全国・東京都・福生市の導入状況	6
(2)	福生市におけるコミュニティ・スクール制度導入から完了までの動き	7
(3)	各校におけるコミュニティ・スクールの取組	7
4	コミュニティ・スクール総会の開催	10
5	コミュニティ・スクール委員会委員の現状	11
6	持続可能なコミュニティ・スクールの在り方～人材育成を中心に～	
提言1	コミュニティ・スクールの在り方を持続可能な視点で見直すこと	13
提言2	地域住民や保護者等の多様な人材の参画を一層促進すること	14
提言3	地域と学校の連携・協働の中核となる人材を確保すること	16
提言4	学校支援地域組織とコミュニティ・スクールの 一体的推進により人材育成を図ること	17

第2章 不登校対策（支援の充実）

1	不登校の概要と現状	
(1)	不登校の定義	18
(2)	不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方	18
(3)	不登校児童・生徒数	20
(4)	不登校の要因	21
2	不登校児童・生徒への支援について	
(1)	学校が取り組む10の行動	22
(2)	学校における支援の「三つの段階」と福生市の取組	22
ア	未然防止 ～居場所づくり・絆づくり～	23
イ	早期支援 ～児童・生徒欠席状況一覧～	25
ウ	長期化への対応 ～不登校児童・生徒個別支援カルテ～	26
(3)	福生市教育委員会が展開する7つの対応策	27
ア	関係機関との連携	28
イ	不登校特例校分教室 福生第一中学校7組	29

3	今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方	
提言1	魅力ある学校づくりをより一層推進すること並びに 関係機関との連携を強化すること	30
提言2	7組の学校化・分校化により支援体制を更に充実させること	33
提言3	コミュニティ・スクールを活用すること並びに都立高等学校を含む エリアネットワークを構築すること	34

第3章 部活動の地域連携・地域移行

1	部活動の意義	36
2	部活動改革の背景	
(1)	教員の働き方改革	36
(2)	少子化の問題	36
3	国や都の動向及び福生市の取組	38
4	福生市立中学校における部活動の状況	
(1)	部活動の在り方に関する方針	40
(2)	各校の設置部活動	40
(3)	部活動指導員の配置状況	40
5	生徒・教員対象の意識調査	
(1)	調査概要	41
(2)	生徒調査	
ア	部活動に所属する最大の目的	41
イ	週休日の活動	42
(3)	教員調査	
ア	部活動指導の負担感	43
イ	部活動の地域連携・地域移行	44
6	令和5年度委員会における論点整理	45
(1)	部活動への思い	45
(2)	部活動は今後どうあるべきか	46
(3)	教員の負担及び喜び等のバランス	47
7	今後の教育委員会及び学校の取組に対する期待	48

資料

1	令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱	49
2	令和における福生市立学校の在り方検討委員会（第3回）講演資料	50
3	部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査報告書 （福生市教育委員会 令和5年9月）	69
4	令和における福生市立学校の在り方検討委員会委員名簿	98

第1章 コミュニティ・スクールの充実

本市では、児童・生徒・保護者にとって分かりやすい呼称を重視するため、学校運営協議会を「コミュニティ・スクール委員会」と称することとしている。

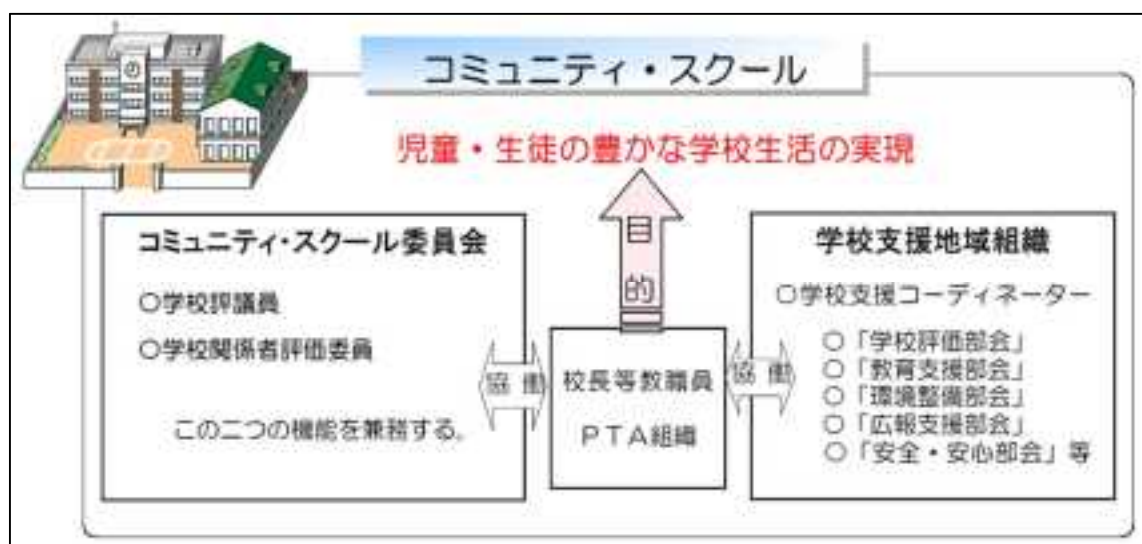
コミュニティ・スクール委員会の主な役割は次の3点である。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見具申すること。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見具申すること。
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

2 コミュニティ・スクールと学校支援地域組織との関わり

学校支援地域組織とは、地域の方々や保護者がボランティアとして、福生市の小・中学校で学校教育を支援する仕組みである。福生市教育委員会は、平成25年度に「福生市学校支援地域組織事業実施要綱」を制定し、全校に学校支援コーディネーターの配置が完了した。

本来、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」は異なる組織で、その役割も異なる(図1-1)。しかし、本市では、その一体的な推進が重要であると考え、福生市立学校運営協議会規則第15条に「協議会は、当該指定学校の運営について、保護者及び地域の住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。」と定め、国の定義による「学校運営協議会」(本市でいう「コミュニティ・スクール委員会」)と「地域学校協働本部」(本市でいう「学校支援地域組織」)を一体的に捉え、まとめて「コミュニティ・スクール」と称することとした(図1-2)。



「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」報告書(福生市教育委員会 平成27年3月)より

図1-2 コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織

第1章 コミュニティ・スクールの充実

そのため、理論上は、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織が協働して、それぞれの学校の授業補助や学校の学習環境の整備、登下校の見守り、放課後の学習支援等を行っていることとなっているが、そこに関わる地域の方々、つまり、コミュニティ・スクール委員会委員と学校支援地域組織のメンバーは、ほとんどが重なっている。

〔委員の意見〕 学校とコミュニティ・スクール委員会による教育活動の充実

現在は、コミュニティ・スクール委員の方々には学校の行事等の支援を行っていただき、教員の負担軽減につながっている。今後も学校とコミュニティ・スクール委員会委員双方が無理なく協力し、学校の教育活動を充実させるよう取組を進めていきたい。

3 コミュニティ・スクールの導入状況

(1) 全国・東京都・福生市の導入状況

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となった。そのことで、全国的には、コミュニティ・スクールを導入した学校は増加し、令和4年度末時点で15,221校となったものの、全体の42.9%、5校に2校しか、導入が進んでいない状況にある。

東京都では、718校、31.4%で全国よりも導入が進んでいない状況であるが、福生市は10校、100%となっている。

◇ 全国のコミュニティ・スクールの導入状況	15,221校 (42.9%)
◇ 東京都のコミュニティ・スクールの導入状況	718校 (31.4%)
◇ 福生市のコミュニティ・スクールの導入状況	10校 (100%)

令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（文部科学省）より

〔委員の意見〕 コミュニティ・スクール導入100%の要因

平成29年度に努力義務という形で法律が定められ、そこから一気に増えたものの、全国的にはコミュニティ・スクールの導入はまだまだ進んでいない。そのような中で、福生がなぜ100%でコミュニティ・スクールを設置し、盛んな運用がされているかというところ、各校の取組に特色があり、それを良しとしているところが大きな理由なのではないかと思っている。

第1章 コミュニティ・スクールの充実

(2) 福生市におけるコミュニティ・スクール制度導入から完了までの動き

福生市教育委員会では、平成27年1月に福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会を設置し、学識経験者、保護者、町会・自治会等、地域住民等の力を借りながら、本制度を導入するに当たっての具体策について協議を重ねた。

結果、平成28年4月、福生第四小学校を福生市初めてのコミュニティ・スクールとして指定し、その後は順次、計画的に指定を行っていった(表1-3-1)。

表1-3-1 福生市立学校 コミュニティ・スクール指定年度一覧

指定年度	学校名
平成28年度	福生第四小学校
平成29年度	福生第六小学校
平成30年度	福生第一小学校、福生第二小学校、福生第五小学校
令和元年度	福生第三小学校、福生第七小学校、福生第二中学校
令和2年度	福生第一中学校、福生第三中学校

(3) 各校におけるコミュニティ・スクールの取組

福生市において、10校全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、100%の導入が完了した背景には、各校のコミュニティ・スクール委員会の特色を生かした運営が大きく影響しているものとする(表1-3-2)。

【委員の意見】 お互いにとってプラスの活動

本校では、年を追うごとにコミュニティ・スクールとしての活動にも安定感が増し、地域に開かれた学校の実現に向けて着実に前進している。生徒がいくつかの地域行事に参加することで地域行事を盛り上げ、生徒も感謝の言葉を地域の方々から言ってもらえた等、自己有用感が高まり、お互いにプラスの活動になっている。

【委員の意見】 学校運営協議会の活動周知

本校のコミュニティ・スクール委員会は、学校運営協議会としての役割はもちろんのこと、学校支援地域組織としての学校支援を大変活発に行っていただいているのが特徴である。委員のメンバーは、幅広い人材で構成されており、なかでもPTA活動を中心になって推進してきた経験者が多い。学校、コミュニティ・スクール委員会、PTAの距離が近く、良好な連携がとれている。

一方で、コミュニティ・スクール委員会の学校運営協議会としての機能について、保護者や教職員の理解が浅いと感じる。コミュニティ・スクール委員会の活動を積極的に発信し、理解を深めることが課題である。

表1-3-2 各校におけるコミュニティ・スクールの取組

<p>福生第一小学校</p> 	<p>一小は、今年で指定6年目となります。学校支援コーディネーターが中心となり、パイプ役として地域との連携を実現しています。今年度は創立150周年を迎えるに当たって、生活科や総合的な学習の時間で地域や学校の歴史を学びながら郷土愛を育む学習に取り組みました。また、周年行事実行委員会と連携し、11月の記念式典を盛大に開催することができました。学校・CS委員・地域が更に協力しながら教育活動を充実していきます。</p>
<p>福生第二小学校</p> 	<p>二小CS委員会は、今年で指定6年目を迎え、地域協働・安心安全を基本に活動しています。二小では、コロナ禍等、様々な諸課題に御意見をいただき、それを教育課程に生かしています。特に連携組織の「くまっ子応援団」は、学校にはなくてはならない存在です。地域の人材や教材を学校と繋げたり、授業を支援していただいたりと大活躍です。</p>
<p>福生第三小学校</p> 	<p>三小では、コミュニティ・スクールとして5年目を迎え、児童を真ん中に、保護者・地域・教職員が一体となって子どもたちの成長と安全を支える取組を進めています。CSの活動として行っている学校支援地域組織「三小応援団」の「安心・安全」、「学習」、「環境」、「地域ふれあい」の四つのサポートは、運動会や持久走大会での児童の安全管理、ミシンの指導補助、芝生の整備など、様々な場面で三小の教育活動を支えています。</p>
<p>福生第四小学校</p> 	<p>四小では、CS委員と教職員の交流の機会を設けました。各学年のカリキュラム資料に目を通しながら、今後の活動の可能性を探ることができました。また、毎月1回土曜日に開催している土曜クローバーの時間は、多くの子どもたちで賑わっています。10月に行われたクローバーまつりでは、地域のお囃子などの伝統行事に触れることができ、大変貴重な機会となりました。</p>
<p>福生第五小学校</p> 	<p>五小では、目指す学校像に「コミュニティ・スクールとして、保護者、地域・関係諸機関、教職員が一体となり、一人一人を大切に安全で安心な学校の実現」を掲げ、CS委員・保護者と協働し、より良い学校運営を進めています。CS委員には愛鳥保護活動をはじめ、授業のゲストティーチャーや放課後学びタイムの個別指導・添削、運動会の競技補助、体力テストの計測等、様々な活動で児童と関わっていただき教育の充実を図っています。</p>

<p style="text-align: center;">福生第六小学校</p> 	<p>六小では、地域、保護者、学校が連携・協力して子どもたちを育てていくために、目指す子ども像をCS委員会で共有し、取組を推進しています。学校周辺の環境整備、交通安全の取組、うさぎの世話など、幅広く活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で多くの取組が中止されていましたが、昨年度は「六ちゃん池」の掃除を3年ぶりに実施しました。「六小祭り」も同じく3年ぶりに地域、保護者の皆さんと一緒に実施しました。</p>
<p style="text-align: center;">福生第七小学校</p> 	<p>七小では「本物体験」を合い言葉に、CS・PTA・地域・学校が連携し、児童の学び・体験の充実を図っています。七小CSの活動は実に様々で積極的です。ホタルの育成を中心としたビオトープの活用、多摩川を中心に据えた自然学習、稲の栽培から始まる稲藁正月飾り製作、福生高校との交流、プロの演奏の鑑賞会、学習サポート(福祉体験や地域めぐり)、放課後学習教室や行事開催時の安全管理などです。七小に関わる人たちが「つながる」活動になっています。</p>
<p style="text-align: center;">福生第一中学校</p> 	<p>一中では、総合的な学習の時間の職業学習の一環として、CS委員会と連携し、CS委員自身を先頭に地域の方々を講師に招き、例年1年生を対象に「職業講話」を実施しています。その職業に就いている方が普段着ている制服姿での実演を交えたお話や貴重な体験談は、一中の総合的な学習の時間の大きな柱となっています。「7組」でも実施しています。</p>
<p style="text-align: center;">福生第二中学校</p> 	<p>二中では、毎年11月末にCS委員会と連携し「美化活動」を実施しています。これは、CS委員の方々、地域の方々、教職員、生徒が、加美平公園の落ち葉掃きを行ったり、廊下の壁紙の張替えを行ったりする活動です。生徒は、美化委員会を中心に、ボランティアとして募って実施しており、二中にとって「生徒の豊かな心」と「地域と協働する心」を育む貴重な取組です。</p>
<p style="text-align: center;">福生第三中学校</p> 	<p>三中のCSは、「地域防災・安全教育」、「出前授業～地域の方々から学ぶ～」、「健全育成」、「環境美化」の四つの取組みを柱に活動を進め、今年で4年目となります。CS委員の様々なコーディネートによって、地域の人的・物的資源を有効活用することで、より質の高い教育の実現に取り組んでいます。その一方で、生徒が地域行事に積極的に参加し、貢献することで地域と学校が互いに「win-winの関係」となることを目指しています。</p>

4 コミュニティ・スクール総会の開催

令和4年5月に、10校のコミュニティ・スクール委員会委員の方々、各小・中学校の教職員が一堂に会して情報交換を行うことを目的に第1回のコミュニティ・スクール総会を開催した。参加者はコミュニティ・スクール委員58人、教職員49人の計107人であった。

総会は、事例発表と分科会協議の二部構成で行い、第一部の事例発表では、西多摩地区初のコミュニティ・スクールに指定された福生第四小学校及び市内で2番目に指定された福生第六小学校が、これまで推進してきた取組などを発表した。



▲ 事例発表（福生第六小学校）



▲ 分科会協議

第二部の分科会協議では、コミュニティ・スクールのメリット及び理想のコミュニティ・スクールをテーマに協議を行い、次のような意見が参加者から出された。

1 コミュニティ・スクールのメリットについて

- (1) 地域人材の活用、学習環境の提供等により、教育活動が充実し、教員の負担が軽減すること。
- (2) 子どもと地域をつなげられること。
- (3) 学校と地域、町会・自治会の意識が一つになること。
- (4) 多様な考えが子どもたちの学びに生かされること。
- (5) 学校や地域の歴史を知ることができること。

2 理想のコミュニティ・スクールについて

- (1) 幼保小中のつながりを意識した活動を展開すること。
- (2) 学校がさらに開かれた存在であること。
- (3) 協力と参画をテーマに同じ理想に向けて進んでいくこと。
- (4) 他地区との連携があること。
- (5) 足りない部分を補える潤滑油的な存在であること。

各校のコミュニティ・スクール委員会委員と教職員がそれぞれの立場から「福生の子どもたちのために何ができるか。」という視点で思いを共有するなど、有意義な情報交換を行うことができた。

〔委員の意見〕 学校を中心とした地域コミュニティ

持続可能なコミュニティ・スクールにするためには、校区住民による学校を核として地域コミュニティが作られることが望ましいと思う。本校には「おやじの会」というサポート組織がある。一中在校生、卒業生の保護者のうち、主旨に賛同する希望者から構成されている。細やかな規約や費用負担がなく、イベント等はSNSによって周知され、「無理せずに、できるときにできる人が参加する」をモットーに緩やかにつながっている。「おやじの会」には新しい保護者の中からも入会者がいるため、年々世代が広がっている。この「おやじの会」は、学校を中心とした新しい地域コミュニティに成長していく可能性を秘めていると感じる。

5 コミュニティ・スクール委員会委員の現状

各小・中学校コミュニティ・スクール委員会の委員を依頼している地域の方々に、重なりが生じている状況がある。表1-5は、令和5年度の市立小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員の一覧である。表中の太枠で囲んだ委員は、複数校の委員を兼務している地域の方々である。多くの方が委員を兼務することで、コミュニティ・スクール委員会が成り立っていることが分かる。一部の地域の方々に負担が多くかかってしまっている一方で、兼務により小学校と中学校との情報共有のし易さもあると考えられる。

表1-5 福生市立小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員（令和5年度）

一中校区			二中校区				三中校区		
福生二小	福生三小	福生一中	福生一小	福生四小	福生六小	福生二中	福生五小	福生七小	福生三中
〇〇〇〇	〇〇〇〇	B氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	F氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	I氏	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	A氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	E氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	I氏
A氏	E氏	D氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
B氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	G氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H氏
C氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H氏	〇〇〇〇	G氏
D氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	F氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	C氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

第1章 コミュニティ・スクールの充実

また、学校支援地域組織において、地域と学校をつなぐ役割を担う学校支援コーディネーターは、26名中22名が各校のコミュニティ・スクール委員会委員を兼務している（令和5年5月1日時点）。コミュニティ・スクール委員会委員同様、実働する学校支援コーディネーターについても、一部の地域の方々が集中して担っていること、人材を選定するにあたり、現在、活動いただいているコミュニティ・スクール委員会委員や学校支援コーディネーターの方々の人脈に頼らざるを得ない状況がある。

現在は、学校及びコミュニティ・スクール委員会委員の双方がメリットを実感しながら、様々な取組が行われているが、多くの役割を担っている委員から、次の世代に委員を引き継いだ時に、その関係性が崩れるようなことはあってはならない。

今後、中・長期的な視点から、コミュニティ・スクール委員会及び学校支援地域組織が持続可能な仕組みとなるよう、継続的に人材を確保し、育成していくことが課題となっている。

〔委員の意見〕 更なる人材の確保

本校のコミュニティ・スクールは、学校支援コーディネーターが、学校の要望に応じて、地域にふさわしい人材を紹介して、学校の教育活動に関わってもらい、活動の充実につなげている。学校の応援団としての学校支援地域組織の体制をつくるため、人材の更なる掘り起しが必要である。

〔委員の意見〕 人材固定の恒常化

本校は、コミュニティ・スクール委員が固定している現状がある。また、コミュニティ・スクール委員会委員の方々が学校のために活動してくれていることが日常的になりすぎて、当たり前のような受け止め方をしている教員がいる。

〔委員の意見〕 委員の重複によるメリット/デメリット

本校のコミュニティ・スクール委員会委員は、半数が同じ校区のコミュニティ・スクール委員会委員と重複している。小中連携や地域密着という点で、常に情報が共有されていることについてはメリットが大きいと感じている。

一方で、人材に大きな変化がないことで今後の活動が硬直してしまう恐れもあるように感じている。

6 持続可能なコミュニティ・スクールの在り方 ～人材育成を中心に～

今後、本市におけるコミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の一体的な取組を推進し、コミュニティ・スクールを持続可能なものにしていくための考え方を本検討委員会における提言として示す。

提言1 コミュニティ・スクールの在り方を持続可能な視点で見直すこと

コミュニティ・スクールの取組は、一過性の取組や特定の人たちに依存するかたちではなく、持続可能なものでなければならない。また、地域の人材の世代交代や学校の教職員の人事異動があっても、組織体制や取組が維持・継続されなければならない。そのためには、コミュニティ・スクールに関わる人々が「地域の子は地域で育てる」との理念を共有し、地域、学校の双方が対等の立場でお互いを高め合うような「win-win の関係」を構築していくことが大切である。そして、活動を通じて子どもたち自身も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられるような取組にしていく必要がある。そのためには、これまでに築かれてきた地域と学校のつながりや活動、それらの拠点を大いに活用していきたい。

〔委員の意見〕 「地域の子は地域で育てる」大人の協働が重要

教職員は限られた年数しかその学校に在籍することができないため、「地域の子は地域で育てる」との理念を尊重し、学校を含めた、地域の子どもの関わる全ての大人が課題解決に協働していくことが重要だと考える。心から「地域を愛する人」、「地域を良くしたいと考える人」こそが、コミュニティ・スクール委員会委員であってほしい。

〔委員の意見〕 委員の世代継承

少子高齢化や核家族化等の社会環境の変化の中で、短期的、中・長期的な視野の両面からコミュニティ・スクール委員会委員の人材を幅広く掘り下げ、より多くの大人が学校運営に係る気運を高め、委員の世代継承を上手く行っていただきたい。

〔委員の意見〕 「win-win の関係」で助け合いながら課題を解決

普段から、学校と保護者と地域が連携を密にしていくことが、「win-win の関係」につながると考える。自分のメリット・デメリットだけを考えるより、無理なく少しずつでも、できることをできる人が助け合って課題を解決していくことが大切である。その心根をもっていける人の背中を純粋な子どもたちがしっかりと見ている。その活動は、とても地味で長い時間を要するが、教員も保護者地域も、子どもたちの成長を信じていく先に、コミュニティ・スクールのDNAは必ず受け継がれていくと思う。

提言2 地域住民や保護者等の多様な人材の参画を一層促進すること

コミュニティ・スクールを核に、地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、まずは多くの保護者や地域住民が、地域にある学校の運営や地域行事等へ積極的に参画することが大切である。実際の活動を通して、保護者、地域住民が、学校を中心とした地域全体をより良くすることができるという達成感を味わうことが、今後の地域行事等に改めて参加しようという意欲につながるものとする。

しかし、実際には、理想に描くほどの人材を集めることは困難な現状がある。では、なぜ、多くの保護者や地域住民を、運営側の人材として集めることが難しいのか。その理由には、大きく2点あると考える。

1点は、コミュニティ・スクール委員会を中心とした組織の仕事に対するイメージである。様々な役職を担い、市全体で活躍をされている方々が、現在のコミュニティ・スクール委員会の委員を務めていることから、コミュニティ・スクール委員会の仕事がとても大変なことだというイメージをもたれている可能性がある。そのことから、保護者や地域住民が、その役割を担うことに対して自信がないと感じていることが一つの要因だと考える。

このことについては、少しの負担でそれなりの達成感を味わえる内容に、作業を細分化するなど、参画へのハードルを下げるのが考えられる。多くの保護者、地域住民が参画することが、一層、多くの人材を集めることにつながり、ネットワークの強化が図られると考える。

【委員の意見】 PTA活動との連携、気持ちの共有から参画へ

学校の教育活動の課外の部分で、PTA活動と連携・連動することによって、同じように子どもたちを思う気持ちを共有するとともに、大人自身が一緒に楽しむことができると互いが知り合い、協働・参画への関心ももてるのではないかと考える。また、「コミュニティ・スクール委員プラス」のような人材を募集し、一緒に活動する仲間から始め、ゆくゆくは委員として引き継げる（引き継ぎたいと思える）ようにしていくとよい。

2点目は、コミュニティ・スクール委員会が行っている取組や児童・生徒との関わりについて、十分周知されていないことである。各コミュニティ・スクール委員会では、広報誌を作成するなどして、その取組を発信しているが、市民全体にその周知が図られているとは言い難い。特に、コミュニティ・スクール委員会委員として各学校の取組に携わることが、委員自身の喜びにつながっていることなど、委員になることのメリットに照準を当てた発信は、これまであまり行われていない。「自身の子どもが通っていた頃には、仕事等を理由になかなか学校に関わることができなかったけれど、子育ても落ち着き、空いた少しの時間を今の学校に生かしたい。」思

いをもちながらも、その機会を逸している地域人材は少なくないとする。積極的な情報発信が、コミュニティ・スクール委員会への多様な人材の参画につながり、やがてそれが、新たな学校の取組につながっていくとともに、コミュニティ・スクール委員会が活力をもち、持続的に運営されていくことにつながっていくであろう。

〔委員の意見〕 できるときに参加・協力する緩やかなネットワーク

どのような人材が求められているのか、コミュニティ・スクール委員会ですっきりと検討していくことが第一歩である。一番の人材は保護者、地域の方である。無理なく日常の延長として子どもたちが楽しく学校生活を送ることができるように、「できるときに参加・協力する」、緩やかなネットワークの中から子どもと一緒に成長できる活動の実践を通して、連綿とネットワークが維持できるものと思う。

これら2点の課題を解決することで、学校を核とした地域コミュニティが構築され、学校に関わる当事者が増えていくものとする。そして、無理ない範囲で、できる人が相互に助け合い、課題を解決していく緩やかなネットワークを形成することで、幅広い年代や立場の地域人材を掘り起こし、人材の裾野を拡げていくことが可能となる。学校を核とした地域コミュニティの中で、子どもたちは多様な人との関わりをもつことができ、住民にとっては、子どもたちと出会う機会が増え、子どもや校区住民にとって、新たな取組が生まれる場となる。

子どもたちは将来の地域の担い手であり、小・中学校で育まれた地域への愛着や興味・関心を更に発展させ、地域を担う人材へと成長を促進していくことも重要な視点である。コミュニティ・スクールを通じて地域に育てられ、成長した若者が次の世代の子どもたちを育成する担い手となることで、コミュニティ・スクールの取組を通じた人づくりと地域づくりの好循環につながっていくことが期待される。

コミュニティ・スクール委員会委員としての資質・能力を備えた人材を最初から求めることは難しいが、学校に協力的で子どもとの関わりに熱心な地域の人材を将来のコミュニティ・スクール委員会の委員候補として育成していくことができる。地域のボランティアや保護者など個人としての関わりにとどまらず、地域の多様な主体との連携を深めることにより、地域とともにある学校づくりに対し、参加から参画へ、協力から協働へと具体的な行動を働きかけていくことが求められる。

〔委員の意見〕 人材発掘から継承までのフロー構築、活動周知が課題

地域にコミュニティ・スクールを浸透させ、拡げていくには、新たな人材の発掘が必要であり、引き継いでいくことのできる流れを作ることが課題である。また、保護者へのPRが必要である。コミュニティ・スクール委員会委員がどのように学校運営の力になっていただいているかは伝えているが、その意義や今後の見通しについては伝えていくことが課題である。

提言3 地域と学校の連携・協働の中核となる人材を確保すること

コミュニティ・スクール委員会の活動を強力に推進するためには、「核となる人材の育成」が不可欠である。本市のコミュニティ・スクール委員会は、学校地域支援組織の学校支援コーディネーターが委員となっており、その役割を担っている。

学校支援コーディネーターは、学校支援活動等において、学校と地域の協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、学校や地域住民との連絡調整、活動の企画等の役割を果たしている。コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の一体的な取組を推進するには、このコーディネート機能が不可欠である。行政や学校には人事異動があり、数年ごとに人が入れ替わることから、地域の人材がコーディネーターを務めることが、「持続可能な仕組みづくり」にも直結する。そのために、コーディネーターとして活躍できる人材を積極的に確保していくことが必要になる。

コーディネーターには、地域の実態を広く把握し、学校を核にしたまちづくりという理念を具現化できる資質・能力が求められる。そのため、PTA活動の経験者や町会経験者、社会教育団体指導者、民間企業退職者、元学校教員等、多くの経験を有する人に声をかけ、研修会や交流会を開催していくことが有効である。

一方、各学校の教員がコミュニティ・スクール委員とどのように関わるかも、大きな要素である。学校の教員から、「いつもありがとうございます。」「委員の皆さんが手伝ってくださるので、本当に助かっています。」と声掛けされることが、次の活力につながる委員も少なくない。学校の窓口となっている担当教員に限らず、学校組織全体で委員と密接に関わり、一緒に子どもたちを育てていく気運を高めていくことも、地域人材を確保していく一つの要因である。教職員に向けた啓発を図っていくことが期待される。

【委員の意見】 地域人材の継承

学校支援地域組織による教育活動に関して、一つの教育活動に固執すると学校の力だけで持続可能にすることは難しい。地域内で指導できる人材を継承していくことが必要であり、そのことを学校運営協議会で検討することになる。学校支援地域組織のメンバーだけでなく、可能ならば学識者等が入ることにより、道は開けていくと思う。

【委員の意見】 P T A活動の活性化

コミュニティ・スクール委員会委員とPTA会長がほとんど同じ動きをしている。学校も同じである。三者が同じベクトルで同じ方向を向いて取り組んでいる。本校の委員は、PTA活動を推進してきた経験者が約半数を占めており、PTA活動を活性化させることが今後の委員確保に繋がっていくものと考ええる。

提言4 学校支援地域組織とコミュニティ・スクールの 一体的推進により人材育成を図ること

文部科学省は、コミュニティ・スクール委員会の設置を柱とした「地域とともにある学校づくり」と社会教育のフィールドで行われる地域学校協働活動の推進による「学校を核とした地域づくり」、これら両者がお互いに関わり、補完し合いながら、一体的に推進していくことを推奨している。そして、福生市では、学校支援地域組織が地域学校協働活動の役割を担う組織として、コミュニティ・スクール委員会と協働して活動を行ってきたことについては、これまで述べてきたとおりである。

さて、持続可能なコミュニティ・スクール委員会という視点から考えた場合には、可能な限り多くの保護者、地域住民に参加していただき、その裾野を広げていく取組が必要であることについて、本章の提言2で述べたとおりである。これは、学校支援地域組織が拡大していくことであり、ともすると、そのことがコミュニティ・スクール委員会との一体的な推進を難しくする可能性を含んでいる。

だからこそ、福生市教育委員会が実施している「福生市コミュニティ・スクール総会」などの取組を大切にし、各小・中学校の校区のみならず、福生市全体のネットワークをより強固なものとし、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の一体的な推進が継続されるよう、その在り方を追求していくことを期待する。

〔委員の意見〕 連携活動から協働の実現へ

学校評議員、学校関係者評議委員の役割は未だ不十分であり、コミュニティ・スクール委員会委員は学校支援地域組織との連携活動に終わることなく、児童の豊かな学校生活の実現を目的とした協働を如何に実現するか課題が残っている。ただし、各コミュニティ・スクール委員会の特色を尊重し、本来の役割定着には時間をかけた方がよい。

〔委員の意見〕 意識変革のための周知

コミュニティ・スクール委員会の組織の在り方自体にベクトルが向いている「内的指向」に自分自身も陥っているように思う。地域や保護者の方にコミュニティ・スクールを具象化して示せないもどかしさがある。企画された事業に参加しなくても、それぞれの今の立場で子どもと関わっていることがコミュニティ・スクールであると、意識を変革する努力が必要に思える。そのために、コミュニティ・スクール委員会委員は、子どもを中心に何をどうするか、学校支援地域組織としての活動と併せて、学校運営に関わり、校長をはじめ先生方への支援を惜しまない活動を広くSNS等を活用して周知していくことが大事な時期と思う。

第2章

不登校対策（支援の充実）

1 不登校の概要と現状

(1) 不登校の定義

文部科学省では、不登校児童・生徒を「年間30日以上欠席した児童・生徒」と定義している（表2-1-1）。

なお、病気や経済的理由で休んでいる場合は、不登校には含めないとされており、福生市もこの定義に従っている。

表2-1-1 長期欠席の理由

不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの
病 気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
その他	保護者の教育に対する考え方、登校についての無理解、家族の介護・家事手伝い等の家庭事情、国内外への旅行等

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を基に作成

(2) 不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方

平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）が公布された。教育機会確保法は、不登校児童・生徒に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律である。教育機会確保法の第三条には、教育機会の確保等に関する施策を行うに当たっての基本理念が示されている。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすること。

第2章 不登校対策（支援の充実）

- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」より

また、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 文部科学省）では、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方として、支援の視点が示されている。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

（1）支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省 令和元年）より

これまでは、不登校対策として、「学校復帰」が前提とされていたが、教育機会確保法によって、「学校復帰」から「社会的自立」を目指すことへと不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方が大きく変わった。

【委員の意見】 不登校対策は社会全体の課題

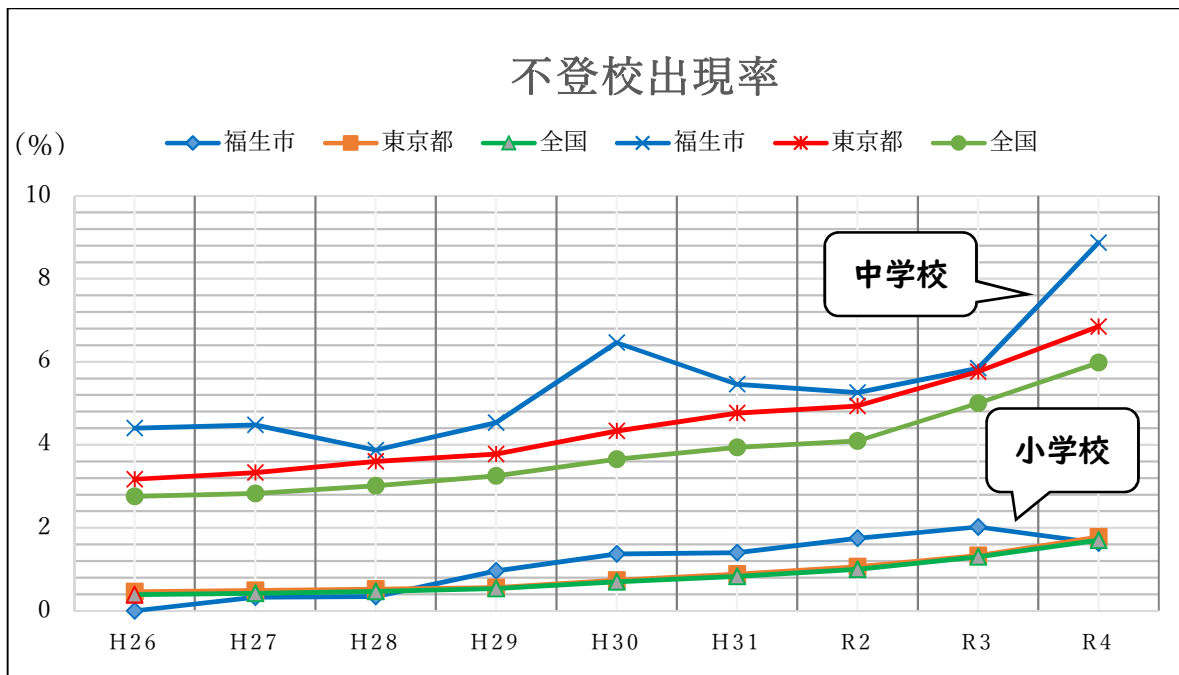
「不登校は問題行動ではない」との認識が定着する中で、不登校の根底には児童・生徒が学校や社会のしんどさ、言い換えれば生きづらさを感じていると思える。不登校の子一人一人をケアするには対処療法でしかなく、根本は学校だけの問題ではなく社会全体の課題として取り組むことが求められる。

第2章 不登校対策（支援の充実）

(3) 不登校児童・生徒数

近年、不登校児童・生徒数は増加傾向にある。全国の不登校出現数は、平成26年度で122,897人であったが、令和4年度では、299,048人と8年間で2倍以上の増加となっている。増加傾向は東京都、福生市も同様である（図2-1）。

また、福生市の不登校出現率は、全国や都の平均を上回っている現状がある



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を基に作成

図2-1 不登校出現率の推移

福生市における不登校者数は、令和4年度においては、小学校は37人（前年度より9人減少）、中学校は92人（前年度より30人増加）となっている（表2-1-2）。

また、令和4年度における不登校出現率は、小学校が1.63%、中学校が8.87%となっている。

表2-1-2 福生市における不登校者数及び出現率の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	人数	5	8	8	23	33	33	41	46	37
	出現率	0.20	0.33	0.34	0.96	1.37	1.40	1.75	2.02	1.63
中学校	人数	54	55	46	52	72	58	55	62	92
	出現率	4.40	4.48	3.87	4.53	6.46	5.46	5.26	5.84	8.87

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を基に作成

第2章 不登校対策（支援の充実）

（4）不登校の要因

児童・生徒一人一人の不登校になった理由は様々であるが、要因は、大きく三つに分けられる（表2-1-3）。

一つは、学校に係る状況である。友人や教職員との関係、学業、進路、部活動などの学校生活を送る上での問題に起因する要因である。

二つは、家庭に係る状況である。家庭環境や親子の関わり方など、家庭内における問題に起因する要因である。

三つは、本人に係る状況である。周囲の環境ではなく、本人の精神的、心理的な問題に起因する要因である。

表2-1-3 不登校の要因

学校に係る状況	<ul style="list-style-type: none">・いじめ・いじめを除く友人関係・教職員との関係・学業の不振・進路に係る不安 など
家庭に係る状況	<ul style="list-style-type: none">・家庭の生活環境の急激な変化・親子の関わり方・家庭内の不和
本人に係る状況	<ul style="list-style-type: none">・生活リズムの乱れ、あそび、非行・無気力、不安

（注1）表中の「不登校の要因」は調査の選択項目順

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を基に作成

不登校は、誰にでも起こり得るものであり、不登校になっていること自体は、問題となる行動ではない。教育機会確保法で示されているとおり、不登校になった子どもを問題視するのではなく、「学校に行きたいのに行けない」、「安心して学校に通えない」という状況があれば、子どもに寄り添い、最善の支援を探っていくことが大切である。

〔委員の意見〕 不登校といじめの因果関係

いじめによる不登校であれば、重大事態に認定される。その意味からすると、福生市においては、いじめが原因で不登校になっている子どもは増えている傾向にはないと考える。

ただし、いじめが原因で不登校になっている子どもが過去にいなかったかという、そうとはいえ、因果関係を特定することは難しい部分がある。

2 不登校児童・生徒への支援について

（1）学校が取り組む10の行動

福生市では、「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」を指針とし、次の「学校が取り組む10の行動」に取り組んでいる。

1 不登校を生まないための5つの予防策

- （1）魅力ある学校、学級づくり～居場所づくりと絆づくり～
- （2）欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底
- （3）欠席当日の対応
- （4）連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底
- （5）スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接

2 子どもの現状を改善するための5つの支援策

- （1）「児童・生徒欠席状況一覧^{注1}」「不登校児童・生徒個別支援カルテ^{注2}」の活用
- （2）不登校児童・生徒連絡会議の設置と活用
- （3）保護者との連携、児童・生徒へのメッセージ
- （4）スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携
- （5）「そよかぜ教室」との連携

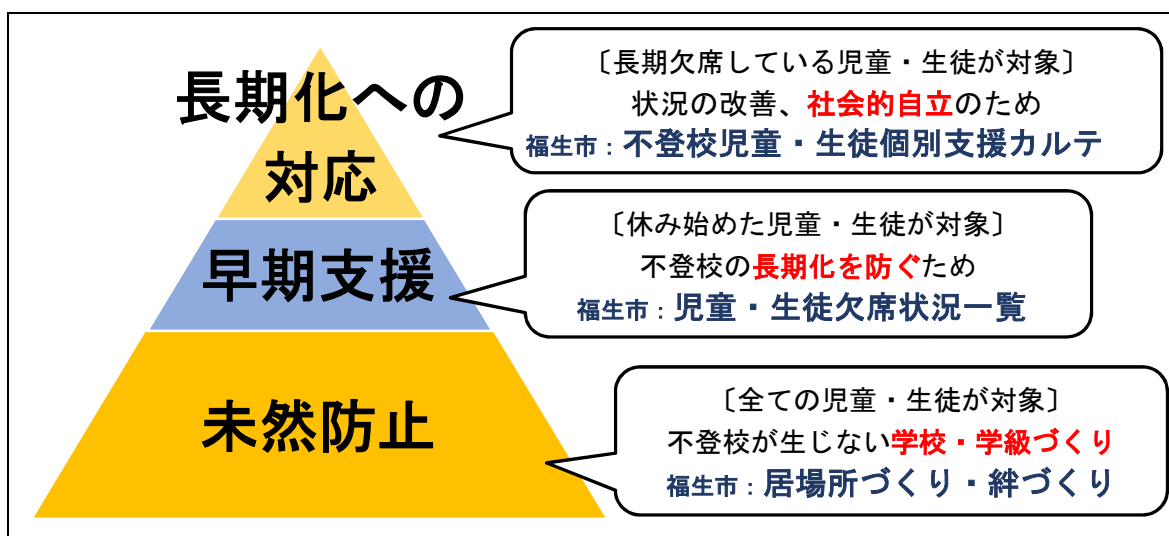
（注1）「児童・生徒欠席状況一覧」は、本報告書P26 図2-2-5 参照

（注2）「不登校児童・生徒個別支援カルテ」は、本報告書P27 図2-2-7 参照

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」（福生市教育委員会）第2章より

（2）学校における支援の「三つの段階」と福生市の取組

東京都教育委員会の「児童・生徒を支援するためのガイドブック」では、不登校児童・生徒への支援について、「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」の三つの段階が示されている（図2-2-1）。特に、教育機会確保法の「全ての子どもが学校に通うことができる」という観点から未然防止の取組の重要性が高まっている。



「児童・生徒を支援するためのガイドブック」（東京都教育委員会）を基に作成

図2-2-1 学校における支援の「三つの段階」と福生市の取組

第2章 不登校対策（支援の充実）

ア 未然防止 ～居場所づくり・絆づくり～

不登校の未然防止では、全ての児童・生徒を対象に日々の授業や学校生活の中で、児童・生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力ある学校づくり」を進めることが大切である。

福生市では、「魅力ある学校づくり」に向けて、児童・生徒の「居場所づくり・絆づくり」に取り組んでいる（図2-2-2）。

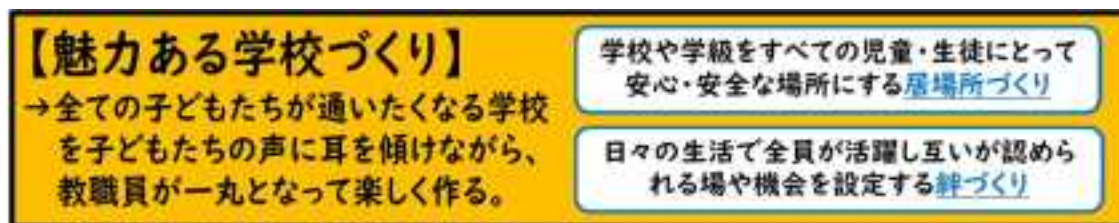


図2-2-2 「魅力ある学校づくり」と「居場所づくり・絆づくり」

「居場所づくり・絆づくり」では福生市教育委員会発行の「魅力ある学校づくり～スタートセット（福生市版）～」を活用し、生活指導主任や不登校対策推進担当の教員を中心とした組織的な取組を全校で推進している。このことは、不登校の未然防止に係る福生市の大きな特色である。

本取組では、年間3回の児童・生徒と教員の意識調査を行い、児童・生徒と教員の意識の違いなどに着目した分析を行っている。分析を通して、教員が考えた取組を児童・生徒がどのように感じているのか、効果はあったのか、教員の思いが先行していないか、などの視点から、全教職員で自校の取組を点検し、児童・生徒のニーズに合った教育活動になるよう、改善を図っている。

また、福生市では各校の生活指導主任と不登校対策推進担当教員による不登校対策推進委員会を開催し、各校の取組を共有することで、推進を強化している（表2-2-1）。



▲ 「魅力ある学校づくり～スタートセット（福生市版）～」(福生市教育委員会)

【意識調査項目】

- ① 学校が楽しい
- ② みんなで何かするのが楽しい
- ③ 授業に主体的に取り組んでいる
- ④ 授業がよく分かる

表2-2-1 魅力ある学校づくりの取組例

	小学校	中学校
居場所づくり	 <p>▲ 全校朝会での表彰（四小）</p>	 <p>▲ 活躍する場 掲示物作成（一中）</p>
絆づくり	 <p>▲ クラス遊びの時間（七小）</p>	 <p>▲ 体育祭応援メッセージ（三中）</p>

〔委員の意見〕 学級での居心地の良さを高める

不登校の原因は多岐にわたり、対応策も決め手となるようなものはないが、少なくとも学校においては、学級での居心地の良さを高めていくことが最も重要であるとして、未然防止に努めている。

〔委員の意見〕 「居場所づくり・絆づくり」に注力

「居場所づくり・絆づくり」に力を入れていることが福生の特色と感じている。学校はこの未然防止にこそ、注力していかなければならない。

福生第二中学校では、令和4年度から東京都教育委員会の指定を受け、「不登校児童・生徒支援調査研究指定校」として、学校生活において、学習場面と生活場面に焦点を当てた「魅力ある学校づくり」の取組を研究している（図2-2-3）。

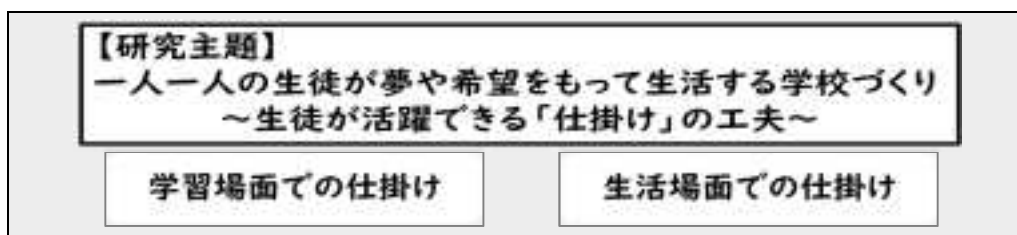


図2-2-3 福生第二中学校の取組



▲ 「Good Action」の取組



▲ 「いじめ防止標語」の取組



▲ 学年レク



▲ 生徒主体による定期考査説明会

イ 早期支援 ～児童・生徒欠席状況一覧～

早期支援では、休み始めた時期の違いによって、休みが長引くか、早期復帰となるか、分かれ道であるため、児童・生徒の欠席状況の把握を重要視している。

そのため、病気等の理由以外で3日間、7日間と休みが続いた時は、学校は家庭訪問や面談を実施し、状況を把握するようにしている（図2-2-4）。状況を把握した学校は、13日以上欠席した児童・生徒については、「児童・生徒欠席状況一覧」（図2-2-5）にまとめて教育委員会に報告し、学校と教育委員会で対応を協議する。

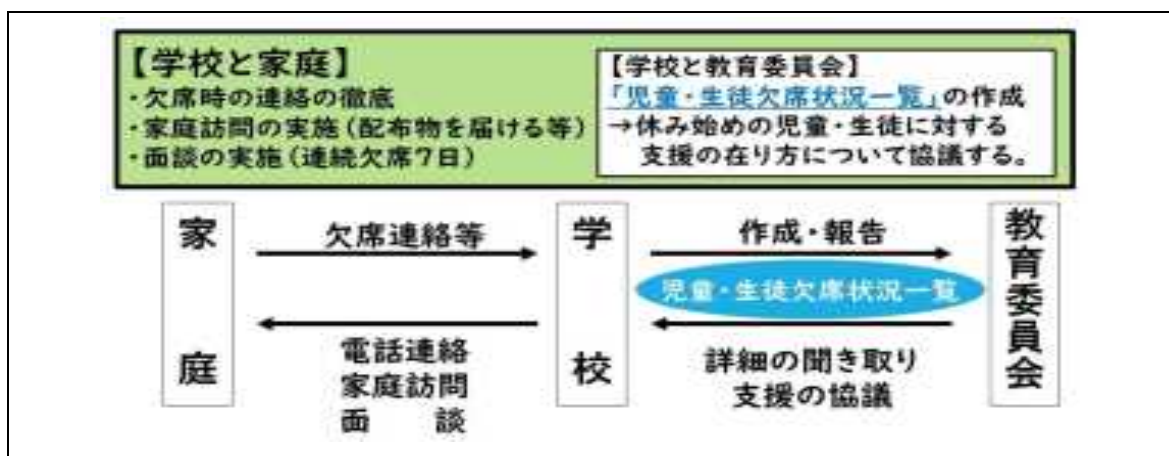


図2-2-4 児童・生徒欠席状況調査による早期支援の取組（福生市教育委員会）

図2-2-7 不登校児童・生徒個別支援カルテ（様式）

〔委員の意見〕 支援への第一歩は、生徒の状態を理解すること

不登校の実態は様々であるため、支援の方法も変わってくる。早期であれば、キーパーソンとなる教員が生徒と目標を確認し、挑戦させ、登校刺激を与え、徐々に登校へと向かわせるとともに、会話を重視し、共感・期待の姿勢を示している。長期化した場合は、教員が不安を受け止め、無理せず寄り添うことを心掛けている。

本校では、生徒が「今、どの状態・どの時期」にあるかを理解することが良い支援の第一歩であると捉え、実践している。

(3) 福生市教育委員会が展開する7つの対応策

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」を指針とし、次の「教育委員会が展開する7つの対応策」に取り組んでいる。

- 1 不登校特例校分教室 福生第一中学校7組の活用
- 2 スクールカウンセラーの活用
- 3 教育相談室の活用
- 4 スクールソーシャルワーカーの活用
- 5 家庭と子どもの支援員の活用
- 6 学校適応支援室「そよかぜ教室」の活用
- 7 「福生市子ども家庭支援センター」等、関係機関との連携

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」（福生市教育委員会）第3章より

第2章 不登校対策（支援の充実）

ア 関係機関との連携

図2-2-8は「教育委員会が展開する7つの対応策」に示されている関係機関との連携のイメージである。



図2-2-8 関係機関との連携イメージ（福生市教育委員会）

第一は、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による相談である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、東京都教育委員会の検証事業を受けるなど、一人でも多くの児童・生徒の支援に当たっている。相談件数も増えている。

第二は、「家庭と子どもの支援員」との連携である。学校に登校できない児童・生徒に配布物を届けるために家庭訪問したり、登校支援したりしている。

第三は、校内別室の活用である。校内別室は、学校には行けるが、教室には入りづらい児童・生徒等のための居場所である。不登校の兆候がある早期段階において、学校で安心して心を落ち着かせ、児童・生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことで、学習の遅れや人間関係など、不安要素を解消し、学習や進学への意欲を回復する効果が期待されている。

第四は、教育相談室の活用である。学校以外の相談場所である教育相談室では、心理士などが保護者から話を聞き、様々な視点からアドバイスをしている。不登校に関する相談件数は増加傾向にある。

第五は、学校適応支援室「そよかぜ教室」の利用である。学校に通いづらくなった児童・生徒が、学校復帰を目指すための居場所の一つである。「子ども応援館」の2階にあり、非常勤教員や支援員が学校復帰に向けたサポートを行っている。教育相談室と連携して児童・生徒の支援を行っている。

また、「そよかぜ教室」ではなく、民間のフリースクールに通うことも、その子どもに応じた支援の一つである。

【委員の意見】 子どもたちにサーチライトを当てる地域との結び付き

「サーチライトを当てていく」という意識を常にもっていくことの重要性を教職員と共有したい。子どもと一本の太いロープでつながり、細かくてもたくさんの糸（あらゆる関わり）で地域と結んでいくことを再認識したい。定期・不定期を問わず、コミュニケーションをとることが重要と考える。

イ 不登校特例校分教室 福生第一中学校 7組

「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」とは不登校児童・生徒を対象として、文部科学省が認める場合に、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校である。東京都教育委員会は文部科学省と協議の上、「将来的に学校又は分校としての不登校特例校へ移行することを前提とした分教室の形の不登校特例校」の仕組みを構築し、不登校特例校（分教室型）を「東京版不登校特例校」と位置付けた。不登校特例校は全国に24校しかないが、本市では、この不登校特例校（分教室型）を令和2年4月に設置した。福生市さくら会館2階に教室を設け、「福生市立福生第一中学校 7組」（以下、「7組」という。）として設置している。

7組では、「福生版プロジェクト学習」の時間と「個別学習」の時間という独自の科目を設定している。これまでの学校や学習スタイルを変えて生徒にとって魅力ある教育活動を展開するとともに、社会的な自立を支援することを目的に、生徒一人一人に応じた支援を行っている。

「福生版プロジェクト学習」の時間

自分の興味・関心に基づき、自分なりの問いを立て、自分なりのやり方で、自分なりの答えにたどり着くことができる力を育むための教育活動を設定します。

生徒が自分の問いに向かって探究し続けられる力を育み、これからの変化の激しい社会において、生徒がそれぞれの将来像に向けて自発的に行動できるようにします。

「個別学習」の時間

一人一人の学習状況に応じた指導体制の充実を図るために、「個別学習」の時間を設定します。不登校の時期にできなかった学習内容を補ったり、得意な分野をさらに伸ばしたりすることができます。ICT等を活用するなど、何をどこでどのように学ぶのかを、一人一人の生徒自身が決めて、学習できるようにします。

「福生市立福生第一中学校7組リーフレット」（福生市教育委員会 令和5年12月）より



▲プロジェクト学習（茶道体験）



▲卒業生の話聞く会

3 今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方

「教育機会確保法」により、不登校の捉え方は変わっている。全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることが大切である。今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方を本検討委員会における提言として示す。

提言1 魅力ある学校づくりをより一層推進すること並びに関係機関との連携を強化すること

不登校対策については、「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子どもの笑顔が輝く学校を目指して」に基づき、様々に取り組んでいる。しかし、不登校出現率は、国や都の数値と比べると依然として高い数値となっている。また、不登校の原因は一人一人様々で複雑であり、対応も異なる。多様化する子どものニーズへの対応について、次の5点について、各校の取組が充実することを期待する。

ア 「魅力ある学校づくり」による未然防止の取組の充実

福生市では、全ての小・中学校が「魅力ある学校づくり～スタートセット（福生版）～」を用いて、未然防止に組織的に取り組んでいる。このことは、福生市の取組の特色であり、児童・生徒が学校に通いたくなると思えるような魅力ある学校づくりは極めて重要な視点であるといえる。学校は未然防止の取組にこそ注力すべきであり、児童・生徒が自分の居場所を見付けようとするきっかけについては、学校が能動的に発信し続けていく必要がある。特に、「魅力ある学校づくり～スタートセット（福生版）～」の意識調査項目にある授業改善の視点は極めて重要な視点である。児童・生徒が授業に主体的に取り組み、授業が楽しいと思えるよう、学校は、授業を礎とした魅力ある学校づくりに向けて、日々の授業改善に組織的に取り組むことが大切である。全ての教育活動を居場所づくりと絆づくりの視点から点検・改善し、不登校が生じない学校・学級づくりの取組を福生市全体として推進していくことを期待する。

【委員の意見】 必要なのは居場所・時間・相手の存在

学校は教科の学習だけでなく、自分の話をしたり思いを語ったりすることのできる場所・時間・相手になり得るものだと思う。不登校の背景は様々であるが、これまでの保健室登校のようなワンクッションとなる場所（部屋・教室）や大人の存在が必要だと考える。現在、それを必要とする子どもは多いと感じる。SCの配置も現在は、週に1日だが、学校に常駐（少なくとも週3日）となればコンスタントな支援につながれると思う。

〔委員の意見〕 家庭と学校の協力で創る登校のきっかけ

多様化する子どものニーズに対し、不登校の原因を解消することにより、登校できるきっかけを子どもたちと一緒に考えていく環境を、家庭（保護者）と学校（教職員）で協力して創っていくことが大切である。

〔委員の意見〕 「魅力ある学校づくり」は授業の充実から

一日の学校生活を考えると授業が一番長い。授業がいかに充実するかということが、最大の「魅力ある学校づくり」のポイントだと思う。奇をてらって何かの活動をやらせるのではなく、授業をしっかりとやっていくということは一番の礎である。

イ 小学校と中学校の一貫した不登校対策の推進

文部科学省の発表では、不登校児童・生徒数は約30万人であり、中学校の不登校出現率は約6%となっている。この比率から考えると、1学級に約2人の不登校生徒が出現するということになる。このことは中学校だけの対応の問題ではなく、子どもたちの発達段階にもよるところが大きいと考える。小学校の段階から不登校対策としてやるべきことをしっかりと行い、連携を深めながら中学校で指導をしていくということが重要である。今後は、小学校と中学校がこれまで以上に情報を共有し、義務教育9年間で継続した支援を行っていくことが大切である。

〔委員の意見〕 転学・進学時の連携で切れ目のない支援を

転学や上級学校に進学する際には、児童に行っていた合理的配慮等の支援をつなぐことが大切である。適切な引継ぎを行い、支援を途切れさせないようにするとともに、転学・進学先と連携し、適応状況を踏まえた児童・生徒のフォローを行っていくことも大切である。

〔委員の意見〕 小中一貫教育の導入

不登校の原因は様々ある中で、一つは小学校から中学校に進学するタイミングの人間関係がある。その対策としては、小中一貫教育が正しいと思うので、なるべく早く導入できるよう検討していただきたい。

ウ 児童・生徒の発達の特性に応じた支援

不登校児童・生徒には、発達の特性がある児童・生徒も一定数いることが考えられる。そのため、発達障害を理解し、児童・生徒に応じた適切な対応方法や支援方法の手だてを講じる必要がある。

〔委員の意見〕 発達障害の理解

不登校になっている子どもたちの中には、発達に特性があったり医療にかかっていたりする子が存在している。その子たちは、過度な不安等によって混乱が生じ、学校に通えない状況があるため、教員が発達障害を理解して、接していかないと難しい。

エ 校内別室を活用した校内支援体制の強化

不登校傾向のある児童・生徒の居場所を校内に確保し、勉強したり教員等に相談したりできる環境を整備することは、教室復帰に向けて有効な支援であると考えます。今後は環境面の整備とともに、別室指導による不登校要因の解消や教室復帰への道筋を教職員で共有するなど、校内支援体制を強化していくことが重要である。

〔委員の意見〕 安心して過ごすための「居場所づくり」

教室に行けない子どもたちに対応する人材や場所が必要である。対応する人や場所があることで、学校に来られる状況をつくり出すようにしたい。

オ 関係機関との連携強化

児童・生徒や保護者のニーズを引き出しながら、児童・生徒の社会的自立という長期的な目標に向けて支援を考えていく必要がある。その際、学校復帰だけを目指すのではなく、児童・生徒にとって本当に必要な支援につなげていくこと、受け皿となる選択肢をできるだけ多く用意し、提案することも重要である。

〔委員の意見〕 多様化する不登校要因とその対応

近年の不登校児童・生徒については、不登校になった要因が多様化している傾向にある。現在、校長として感じることは、ほとんどの不登校生徒の保護者は、我が子の対応に悩んでいるということである。本市における「そよかぜ教室」や一中7組等も含めたアプローチを全教員ができるようにしていきたい。

〔委員の意見〕 外部団体との連携の強化

家庭環境が不登校の原因になる例も少なくないため、学校だけでは踏み込めない、抱えきれない課題に対して、外部団体との連携を強化していく必要性を感じている。

〔委員の意見〕 子どもに寄り添う「チーム支援」

子どもに寄り添い、一人一人の状況に応じた支援、その家族に対しての支援をしていくためには、様々な機関と連携した「チーム支援」を継続していく必要性を実感した。

提言2 7組の学校化・分校化により支援体制を更に充実させること

在籍校への復帰を目指す学校適応支援室「そよかぜ教室」に比べて、7組は在籍校への復帰が困難な生徒を対象とし、社会的自立に向けて生徒を支援する機能を、より重視している。

「福生市立福生第一中学校7組リーフレット」（福生市教育委員会 令和5年12月）では、その特徴を次のように説明している。

- 7組は文部科学省認可の「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の、分教室型です。
- 教科をぎっしり詰め込まず、自分の興味・関心をもったことややりたいことに時間をかけられる独自の時間割となっています。（通常の中学校の1割程度減らした時間数となっています。）
- 朝の時間のゆとりを考え、午前3時間、午後2時間を基本としています。
- 一人一人に応じた学習レベル、学習量、学習ペースで学習を行います。

「福生市立福生第一中学校7組リーフレット」（福生市教育委員会 令和5年12月）より

令和4年度には7組で3年間過ごした生徒10名が卒業した。卒業式での代表生徒の言葉からは、この7組での学び、とりわけ「福生版プロジェクト学習」を通して得た自信が進路選択の大きな力となったことが伺える。在籍校への復帰が困難な生徒の居場所としての機能を果たすだけでなく、これまでの学校や学習スタイルを変えて生徒にとって魅力ある教育活動を展開することで、誰一人取り残されない学びの保障をしていくことが7組には求められている。

現在の7組は、分教室型の形をとっている。しかし、本来の不登校特例校には、原則、校舎（教室、図書室、保健室、職員室等）、運動場、体育館などの備えるべき施設等が定められた学校の設置基準を満たす必要があり、将来的には、学校又は分校に移行することが前提となっている。

7組が不登校特例校又は分校になれば、正規教員の増員が見込まれ、より一層安定した指導体制の整備が図られることになる。今後は、7組の学校化・分校化に向けて、早急に設置場所などの検討を進めていくことを期待する。

【委員の意見】 誰一人取り残されない学びの保障

不登校特例校から「学びの多様化学校」に名称が変更になった意味合いも理解できた。誰一人取り残されない学びの保障の「取り残されない」には、地域・学校の姿勢が垣間見える。「取り残されない」という、この表現は何としても一人一人に光を当てて、まなざしを送る保障を感じる。

〔委員の意見〕 居場所をきっかけに社会的自立へ

従来から学校は集団生活を経験するのに必要な校則や時間割を守ってきたが、その仕組みに合わない児童・生徒に通いたいと思える、その子に合った「居場所」があることが登校のきっかけになる。何とか義務教育を終え、その後の社会的自立ができる力が備わるように中学校までの受け皿を見直し、児童・生徒が成長することを願いたい。

〔委員の意見〕 7組の充実～一人一人に合った学習～

不登校の原因は多種多様で、解決方法もなかなか見つからないが、不登校特例校分教室である7組を充実させ、生徒一人一人に合った時間割、ペースで学習することが望ましいと考える。

〔委員の意見〕 7組の支援体制の充実

児童・生徒の居場所となる所で受けられる支援の中身が大切であり、7組での学習内容や個に応じた支援の充実こそが今求められているのではないかと考える。

提言3 コミュニティ・スクールを活用すること並びに都立高等学校を含むエリアネットワークを構築すること

福生市では、市内にある小・中学校10校全てがコミュニティ・スクールに指定されている。地域の中の学校として、今後ますます、地域と協働する場面を増やしていく中で、地域で子どもを育てるという視点を大切にしたい。学校以外の支援の在り方についても考えていくことは重要な視点であり、保護者・地域住民を含めたチームとして不登校対策に取り組むことが、義務教育修了後の継続した支援につながっていくものとする。

〔委員の意見〕 保護者、地域住民との連携

不登校児童・生徒の支援では、学校だけでなく、保護者や地域との連携も重要である。本校では、PTAやCS委員会の皆さんが豊かな学びにつながる体験活動等、子どもたちにとって魅力的なイベントを実施していただき、不登校児童の参加につながっている。

〔委員の意見〕 「地域で子どもを育てる」意識の醸成

コミュニティ・スクールの関わりがますます高まっていることを再認識したい。市民の方々と「地域で子どもを育てる」意識を共有できる社会を実現していきたい。

〔委員の意見〕 コミュニティ・スクール委員会の枠にとられない取組

不登校児童・生徒の支援の中で、児童・生徒にとって年齢が祖父・祖母にあたるCS委員ができることがあれば、福生市のCS活動の新たな取組となる。各学校のCS委員会の枠にとられない社会的自立の新たな取組を考えたい。

また、中学校を卒業後、例えば高等学校を中退してしまうこと等へのアプローチについては難しい現状がある。「アフター義務教育」を踏まえ、都立高等学校を含むエリアネットワークの構築も今後の不登校対策として取り入れたい視点である。

例えば、市内にある都立高等学校をモデルケースとした東京都教育委員会との連携もその一つである。東京都教育委員会「自立支援チーム」YSWと福生市教育委員会SSWとの情報共有の機会を創出することや不登校対策推進委員会等の既存の連絡会を活用して、年2回程度、高等学校の教員と情報交換するなど考えられる。

現在、福生市で盛んに取り組まれている幼保小中連携の取組に高等学校との連携も加えることで、幼保小中高間での情報共有による切れ目のない支援体制が可能となるのではないだろうか。

〔委員の意見〕 民生委員による保護者支援

民生委員としては、地域での見守り、登校のお手伝いなど、生徒だけでなく保護者の方の話を聞くなどの支援ができるのではないかと考える。

〔委員の意見〕 社会的自立に向けた取組の重要性

地域社会のネットワークを活かした支援、卒業後も支援をしていくという、子どもの社会的自立に向けた取組の重要性については、地域の方々からもその重要性が指摘されている。このことは福生市の大きな特徴であるといえる。

〔委員の意見〕 COCOCOプラン～大人がつなげる支援の輪～

不登校児童・生徒に対しては、「COCOCOプラン」にある「つながりイメージ」図のように、学校もしくは外部機関のうち、大人の誰かが直接的につながることを目指して継続する。

第3章

部活動の地域連携・地域移行

1 部活動の意義

中学校学習指導要領（平成29年告示）では、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と示されている。また、同解説総則編では、「異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いこと」、また、「自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ」と示されている。特に、次の4点について極めて教育的効果の高い活動であるといえる。

- 思いやりの心や自主性・社会性の育成
- 豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくり
- 生徒の個性・能力の伸長
- 体力向上や健康増進

令和における福生市立学校の在り方検討委員会（第3回）講演資料（東京都教育庁指導部主任指導主事）より

〔委員の意見〕 部活動に携わる大人の責任

部活動による師や先輩・後輩・同級生とのつながりが人間教育にとって重要なものと考えている。培った経験は、生涯にわたって人生の大きな糧となる。そのため、それらの活動に関わる全てのステークホルダーは、自らそのことに責任をもたなければならないと思う。

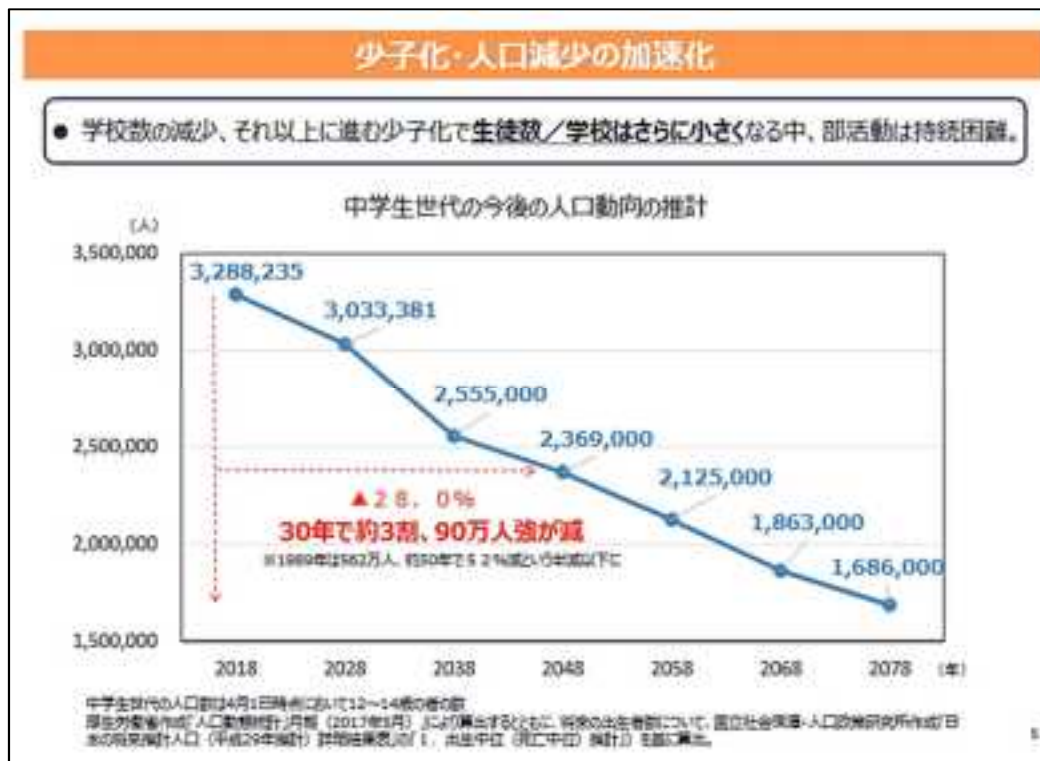
2 部活動改革の背景

(1) 教員の働き方改革

「公立小中学校教員勤務実態調査研究報告書」（文部科学省 平成31年）によると、84.5%の教員が部活動の顧問をしている。担当の部活動に関する専門知識の有無については、53.6%の教員しか専門知識を有しておらず、専門的な指導ができていない実態もある。また、同調査報告書では、中学校の教員が休日に部活動に関わる時間は、平成18年の1時間6分から平成28年の2時間9分と、1時間3分増加している。このことから教員の部活動指導に関する負担軽減が求められている。

(2) 少子化の問題

中学校の生徒数は2018年から30年間で約3割にあたる90万人減少すると言われており、1989年には562万人いた生徒が、約50年間で52%減、約半分になってしまうとも言われている（図3-2-1）。



「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 参考資料集」（スポーツ庁 令和4年6月）より

図3-2-1 少子化・人口減少の加速化

また、1部活動当たりの参加人数は、平成19年度の19.1人から減少傾向にあり、令和3年度では16.4人しか在籍していない現状がある（図3-2-2）。



「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 参考資料集」（スポーツ庁 令和4年6月）より

図3-2-2 運動部当たりの参加人数（中学生）

さらに、運動部活動への参加率もここ数年減少傾向にある（図3-2-3）。少子化や運動離れも進んで、現状の部活動運営では、持続困難であることが分かる。



「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 参考資料集」（スポーツ庁 令和4年6月）より

図3-2-3 運動部活動 参加率（中学校）

〔委員の意見〕 教員の長時間勤務の解消にむけて

中学校長として、早急に計画を立てていくべき事業と考える。土日に部活をしている教員と、していない教員の時間外労働時間は桁違いであることから、土日の勤務だけでも早めに対応を打ち出したい。

〔委員の意見〕 地域連携から地域移行へ

これまで部活動が担ってきた役割は、健全育成の視点からも大変大きなものであると思う。しかしながら、今求められている教員の働き方改革を進めていくこと、持続可能な部活動を考えていくと、地域連携からいずれは地域移行を行っていくことがよいと考える。そのため、学校が行う部活動から、学校とは切り離し、スポーツ・文化的な活動の機会を設定していくことを考えていくようにする。

3 国や都の動向及び福生市の取組

令和4年12月に、スポーツ庁、文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。

本ガイドラインを踏まえ、東京都教育委員会は、「学校部活動及び新たな地域クラ

第3章 部活動の地域連携・地域移行

ブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を令和5年3月に策定している。

東京都教育委員会のガイドラインには、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、学校と地域との連携・協働により新たに整備する地域クラブ活動の在り方や、学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等についての基本的な考え方が示されている。

また、同推進計画では、各地区の実態に合った地域連携・地域移行を実現するための、東京都の具体的な取組等がまとめられており、令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行に向けた取組を実施することが示されている（図3-3）。

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」

1. 趣旨の目的
令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の保証を明らかにし、都内公立中学校等の部活動の地域連携・移行を推進

2. 推進計画
令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・移行に向けた取組を実施

3. 現状と課題

- 都内公立中学校で、専門的な指導員が活躍できる期間は、運動部・文化部ととも約55%
- 教員の部活動指導や大会引率を費用に感じている教員は少なくない
- 令和4年度に、地域連携・移行に向けて協議会を設置しているのは27地区

4. 取組の方向

- スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- 東京都は、独自の学校部活動の段階的な地域連携・移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- 都立中学校等に占める一部の部活動において、先行的に地域連携・移行を推進、その成果を区市町村に発信

5. 取組の取組

【1】区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

ア. 推進計画委員会の設置

- 連携可能なスポーツや文化芸術団体の構築について検討
- 検討内容等について、ホームページ等で広く情報発信

イ. 独自の指導員の確保

- TEPPOサポーター/リンクへの登録を促し、指導者の配置を支援
- 専門性を有する学生の指導者の確保に向けて、大学に働きかけ

エ. 関係者の連絡体制の構築

- 関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化
- 地域連携・移行に関する取組状況を各種会議で情報提供

オ. 独自の指導員の質の向上

- 外部指導者等に対し、①のガイドラインの活用を推奨
- 都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

カ. 関係者への情報発信

- リーフレットにより、地域連携・移行のスケジュール等を周知
- 好事例等をニュースレターで定期的に発信

キ. 関係者の研修実施

- 教員の部活動指導に関する意識調査を実施し、課題を把握
- 円滑に審判業務の許可を得られるよう、検校や連盟の連携

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について（概要版）（東京都教育委員会 令和5年3月）より

図3-3 学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画

福生市では、東京都教育委員会のガイドライン等を踏まえ、令和5年度については、中学校の校長及び関係各課担当者との情報共有を目的とした連絡会を年3回開催し、実態の把握に努めた。また、本検討委員会においても第3回及び第4回の検討テーマの一つとして設定し、東京都教育庁指導部 主任指導主事 大村 賢治 様を講師として御講演を賜るとともに、協議において委員から意見を聴取した。

令和6年度は、新たに部活動の地域連携・地域移行に関する検討委員会を教育部に設置し、令和7年度の取組に向けて、具体的な検討を進めていく予定である。

4 福生市立中学校における部活動の状況

(1) 部活動の在り方に関する方針

福生市教育委員会は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、平成30年5月に東京都教育委員会が策定した「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に則り、平成31年4月に「福生市教育委員会 部活動の在り方に関する方針」を策定した。本方針の趣旨は、福生市立中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出している。

(2) 各校の設置部活動

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置することとしている。令和5年度の福生市立中学校における設置部活動は表3-4のとおりである。運動部では、複数校の生徒による合同部活動も行われており、サッカー部が福生第一中学校と福生第二中学校の2校合同、野球部が3校合同で活動している。

表3-4 令和5年度 福生市立中学校設置部活動一覧

	運動部		文化部
福生第一中学校	●男子バスケットボール部 ●女子ソフトボール部 ●男子ソフトテニス部 ●トレーニング部 ●剣道部 ●陸上部 ●女子バレーボール部	●女子バスケットボール部 ●女子ソフトテニス部	●吹奏楽部 ●科学部 ●美術部 ●箏曲部 ●家庭科部
福生第二中学校	●男子バスケットボール部 ●男子ソフトテニス部 ●剣道部 ●陸上部 ●女子バレーボール部	●女子バスケットボール部	●吹奏楽部 ●園芸部 ●美術部 ●ものづくり部 ●アットホーム部
福生第三中学校	●男子バスケットボール部 ●剣道部 ●バレーボール部 ●バドミントン部	●女子バスケットボール部	●吹奏楽部 ●家庭科部

●サッカー部（2校合同）

●野球部（3校合同）

※表中の赤字で示した部活動は、部活動指導員を配置している。

(3) 部活動指導員の配置状況

福生市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動の設置状況や校務分担の

実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとしている。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷付ける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前・後の定期において研修を行うこととしている。

福生市教育委員会では、平成31年度から国の部活動指導員配置促進事業により部活動指導員を各校1人配置している。令和5年度については、女子ソフトボール部（福生第一中学校）、剣道部（福生第二中学校）、男子バスケットボール部（福生第三中学校）に部活動指導員を配置している（表3-4）。

5 生徒・教員対象の意識調査

(1) 調査概要

福生市教育委員会では、部活動に対する生徒や教員の意識及び実態を明らかにするために、令和5年7月にWEBによるアンケート調査を実施した。福生市立中学校に通う全生徒及び全教員を対象に調査し、生徒830件、教員60件の回答を得ることができた（図3-5-1）。本調査結果は、「部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査報告書」（福生市教育委員会 令和5年9月）にまとめている（資料3）。

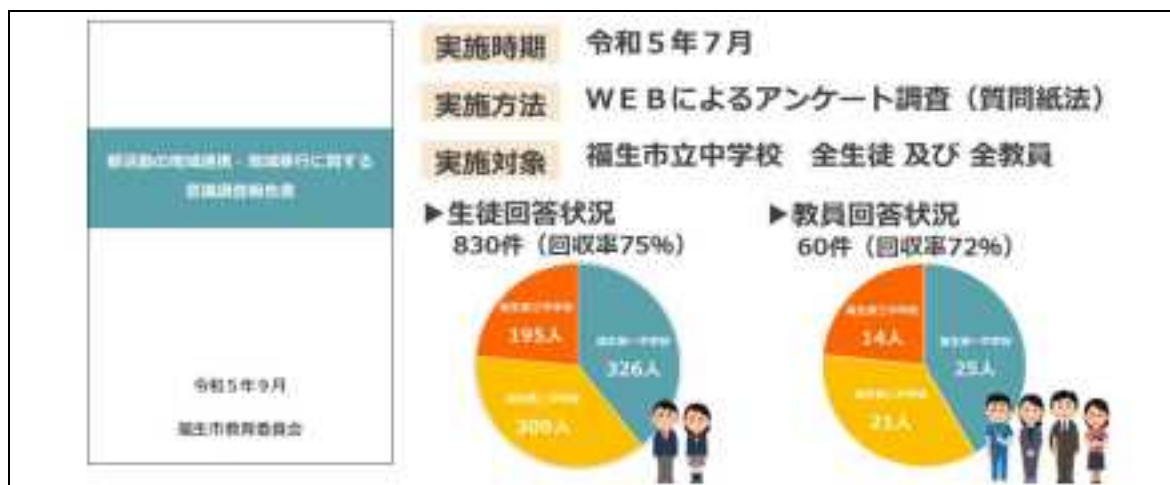


図3-5-1 「部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査」（福生市教育委員会）

(2) 生徒調査

ア 部活動に所属する最大の目的（図3-5-2）

部活動に所属する最大の目的については、「友達と楽しく活動するため」と回答した生徒が35%と最も多かった。また、部活動を行っていて良いと思ったことの回答では、「友達と楽しく活動できている」を選択した生徒が88%と最も多く、次に「仲間が増えた」の74%であった。この結果から、部活動が生徒の人間関係構築に大きな影響を与えていることが分かる。



「部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査報告書」（福生市教育委員会 令和5年9月）を基に作成

図3-5-2 生徒調査「部活動に所属する最大の目的」

〔委員の意見〕 部活動は人間関係の構築につながる

教育委員会が行った部活動意識調査のうち、生徒アンケートの回答で「部活動を行っていて良かった点」では、「友達と楽しく活動できている」88%、「仲間が増えた」74%である。中学校生活の中で部活動が生徒の人間関係の構築につながっている。生徒のこの思いを大切にすることが必要である。

イ 週休日の活動（図3-5-3）

週休日に「毎週活動している」と回答した生徒は60%であった。運動部では、ほとんどの部活動で週休日の活動を設定しており、運動部に所属している生徒の81%は「毎週活動している」と回答している。一方で、文化部では吹奏楽部のみが週休日の活動を設定しており、文化部に所属の生徒の71%は週休日に「活動していない」と回答している（詳細は76頁資料3参照）。この結果からは、週休日の活動状況について、運動部と文化部で傾向が異なることが分かった。



「部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査報告書」（福生市教育委員会 令和5年9月）を基に作成

図3-5-3 生徒調査「週休日の活動状況」

【委員の意見】 “当たり前”の発想を改め、働き方改革の方向性を探る

中学校教員が“部活動の顧問をすることが当たり前”という発想を改めて、如何に負担軽減、残業・休日手当等の待遇改善により働き方改革に結び付けていくか、現場の教員の思い、意見を聞きながら押し付けではない方向性を見出してもらいたい。

(3) 教員調査

ア 部活動指導の負担感 (図3-5-4)

部活動指導に負担感をもっている教員の状況については、「とても負担」と回答した教員が35%であった。「どちらかといえば負担」と回答した教員の42%を合わせると、教員の77%が部活動指導に負担を感じていることが分かった。また、負担である理由の回答状況からは、「休日の活動」を負担と感じている教員が最も多いことが分かった。



「部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査報告書」(福生市教育委員会 令和5年9月)を基に作成

図3-5-4 教員調査「部活動指導の負担感」

【委員の意見】 部活動指導を負担と感じている教員

教員調査で部活動指導を負担と感じている教員が77%もいることを知り、今後の部活動の在り方の難しさを思い知った。専門ではない教員が顧問として担当するケースも多く、地域移行は避けられないと思う。

【委員の意見】 体制の整備や意識改革が必要

教員のライフワークバランスや指導の専門性を考えると自然の流れなのかなとも思う。責任の所在など体系的な整備や適切な人材の確保、教員の本務なのかどうかの意識改革は早急に整える必要があると感じた。

イ 部活動の地域連携・地域移行（図3-5-5）

部活動の地域連携・地域移行について、「賛成」と回答した教員は58%で過半数を占めている。「反対」と回答した教員は12%であった。また、地域連携・地域移行実施後の自身の希望する役割についての回答では、「自身は関わらない」と回答した教員が最も多い結果となった。



「部活動の地域連携・地域移行に関する意識調査報告書」（福生市教育委員会 令和5年9月）を基に作成

図3-5-5 教員調査「部活動の地域連携・地域移行」

〔委員の意見〕 従前の教員に頼る部活動運営は困難

ここ2、3年は各地区の実態に合わせて、地域連携・地域移行への対応を探る必要があるが、この問題が教員の働き方改革の視点で議論されている以上、学校での部活動には無理がある。教員が部活動の顧問として、勤務時間外の兼業兼職として行う考えもあるが、現実問題として、日常の学校での様々な業務を勤務時間内に全て終わらせ、活動場所に行くことはかなりハードルが高いと思う。

〔委員の意見〕 個々の教員に適した部活動指導体制の整備

教職員は、部活動指導について様々な考え方をもっている。部活動指導に負担を感じている教員に対しては負担軽減を進めていき、いずれは完全に部活動指導をしなくてもよい方向にする。部活動指導をしたい教員は、引き続き指導がしやすい環境、制度を整えていく必要がある。

6 令和5年度委員会における論点整理

本委員会では、国や都の動向や福生市の取組、福生市立中学校における部活動の現状等を踏まえ、主に次の三つの視点からの協議を行った。

- (1) 部活動への思い
 - ニーズの把握（子ども、保護者、教員、地域）
- (2) 部活動は今後どうあるべきか
 - 運営団体・実施主体の確保
 - 合同部活動の実施
 - 指導者の確保・マッチング
- (3) 教員の負担及び喜び等のバランス
 - 教員の兼職兼業

(1) 部活動への思い

福生市教育委員会が実施した意識調査によると、部活動が生徒の人間関係の構築に大きく影響していることが分かる。今後の部活動の在り方を考える際には、生徒やその保護者の思いを大切にし、その実現に向けた検討が必要である。そのためには、これまで部活動が果たしてきた役割を明確にした上で、部活動の地域連携・地域移行の方向性を探り、具体化していきたい。

〔委員の意見〕 部活動が果たしてきた役割の明確化

部活動で培われてきた生徒同士や先生と生徒間の信頼関係や仲間意識、思いやりといったコミュニケーションが損なわれないようにしていくことが大切だと思う。環境や生活体系が多様化している中で手段や方法を変えていく必要性は感じているが、部活動が果たしてきた役割を明確にすることで、新たな方向性を具現化していきたい。

〔委員の意見〕 部活動の意義と居場所の確保

部活動が居場所の生徒も一定数いると思う。部活動は大会に勝つためなのか、健康維持のためなのか、両立なのかを考えていく必要がある。同じ学校の友達と切磋琢磨して活動する場がせばめられないようにできるとよい。

〔委員の意見〕 生徒の声から考える部活動の在り方

生徒の側からの声が聞こえてこない。生徒にとって部活動は中学校生活にどのように関わっているのか、何をどのようにしたら充実した部活動になるのかといった深掘りが足りないように思う。

第3章 部活動の地域連携・地域移行

(2) 部活動は今後どうあるべきか

部活動改革の背景を踏まえると、従前の教員に頼る部活動運営は今後困難であることは明白である。持続可能な部活動を考えるに当たっては、休日の部活動の地域連携から進め、いずれは地域移行へと段階的に行っていくことが望ましいと考える。仮に部活動を学校から切り離れた活動とする場合には、その受け皿となる運営団体・実施主体の確保も大きな課題となることが予想される。

【委員の意見】 地域連携～人材確保の模索～

個人的には地域移行ではなくて地域連携の方がベターと考える。人材がないという点については、様々な方法を行政・民間・多摩地域の大学等へのアプローチ等やり切った上での判断になるかと思う。

また、今後の部活動の在り方として、市内3校の中学校による合同部活動もぜひ検討してほしい。合同部活動は、コンパクトシティである福生市の強みを生かせる新たな部活動の形になり得るものとする。しかしながら、合同部活動の実施に当たっても指導体制や活動場所の問題等、解決していく課題は多く、課題の整理と解決に向けた検討が必要になるであろう。

【委員の意見】 部活動の合同化から地域連携へ

市教委や都教委の調査から、教員に頼る部活動運営は今後困難であることは明白と考える。一方で、部活動を活性化することで、生徒や保護者の思いに応え、それが地域の活性化にもつながる。校長の思いとしては、生徒や保護者の思いの実現を図るためにも地域の方々に協力いただき、現時点で設置している部活動は存続させていきたいと思うが、現状で3校それぞれに部活動指導員を配置することは難しいと推察する。実現させるためには、3校しかない利点を生かし、全ての競技で3校合同化する必要がある、それをきっかけに地域連携を進めていけないだろうか。

【委員の意見】 合同部活動の実現に向けて

子どもたちには、可能な限り多様な選択肢を与えてあげたい。また、多様な選択肢を設けるためには、競技によって何校かの合同チームになることも十分想定される。その場合の移動手段や活動時間の設定等、ルールを決めることが必要になってくる。

【委員の意見】 福生市独自の取組が必要

地域連携・地域移行の検討は、東京都全体で未だ試行段階と思われる。その状況の中で、福生市独自で何をするのか、何をしておくべきかを検討する必要がある。例えば、中学校3校の部活動顧問教員、PTA保護者による協議も必要ではないか。

(3) 教員の負担及び喜び等のバランス

教員の中には自身の専門性を生かして部活動で生徒を指導したい教員もいるが、今のやり方をそのまま継続することは、教員の働き方改革や時代の流れからもそぐわなくなってきた。福生市教育委員会が実施した教員の意識調査からも中学校教員の部活動に対しての意識や姿勢に大きな差があることが伺える。

現場の教員の思いや意見を聞きながら、より良い地域連携・地域移行の在り方を見いだしていきたい。

〔委員の意見〕 成績至上主義化への懸念

先生方の負担軽減等は大事だが、専門的技術だけを追い求めて吹奏楽やスポーツの成績至上主義に陥らないか。中学校の部活動は、都大会、全国大会に出場することが必須条件なのか。

〔委員の意見〕 ハラスメントへの対応

部活動の指導を外部の人材にお願いした場合、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントといった問題は心配である。部活動の地域連携・地域移行を考えるに当たっては、ハラスメント防止の方策を模索する必要がある。

〔委員の意見〕 教員の負担軽減と指導体制の整備

教職員は、部活動指導について様々な考え方がある。負担に感じている教員に対しては負担軽減を進めていき、いずれは完全に部活動指導をしなくても良い方向にする。負担に感じていない教員、部活動指導をしたい教員は、指導がしやすい環境、制度（兼職兼業、報償費など）を整えていく。今後は、部活動顧問の代表や保護者代表から意見を聞く機会を設け、生徒、教員、保護者の共通理解を図り、円滑な移行を進めていく。

〔委員の意見〕 教員が兼職兼業するための報酬予算

理想は思いのある教員が、教育者として部活動の運営に関わってほしい。そのためには、勤務時間外に活動に関わる部分については、兼職兼業として相当の報酬を与える必要があると考える。この場合はどうしても大きな予算が必要となることが想定されるため、市だけでなく、国や都の支援が必要である。

7 今後の教育委員会及び学校の取組に対する期待

部活動の地域連携・地域移行を考えるには、何よりも生徒を中心とした視点をもつことが大切である。「ふっさっ子」にとって、より良い環境の整備を進めていくためにも次の5点を期待する。

期待1 来年度も引き続き本検討委員会の検討テーマとすること

部活動の地域連携・地域移行については、解決すべき様々な課題があり、更なる検討が必要である。来年度新たに開催する部活動の地域連携・地域移行に関する検討委員会の協議も踏まえ、本検討委員会においても引き続き検討テーマとしたい。

期待2 子どもたちや保護者の思いを聞き取ること

地域連携・地域移行の方向性を見いだすには、子どもたちを中心に考え、子どもたちやその保護者の思いを尊重した議論が必要である。子どもたちや保護者の思いを把握し、今後の方針や計画を策定することが望ましいと考える。

期待3 近隣自治体の取組を調査すること

地域連携に関しては、福生の内外から人材を求める等、人材の確保が大きな課題となることが想定される。人材バンクの整備等も踏まえて、西多摩地区の近隣自治体の取組を調査することも必要である。

期待4 地域の実態等の状況把握に努めること

部活動の地域連携・地域移行を進めるには、地域の実態に応じた検討が必要である。地域の体育協会や文化協会などの団体の関係者からも広く意見を求め、地域の実態等の状況把握に努めたい。

期待5 民間企業との連携の可能性について模索すること

教職員の負担軽減を図り、部活動の持続可能性を高めるには、指導者や受け皿の確保が必要である。新たな受け皿の創設に向けては、既存のクラブチームやフィットネスクラブなどの民間企業との連携の可能性についても模索したい。

資料1 令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱

令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育課題の解決や、学校教育に対する市民の思いや願いの実現という観点から、今後の福生市立学校の在り方等の検討を行うため、令和における福生市立学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小中一貫校に関すること。
- (2) 学校教育におけるICTの活用に関すること。
- (3) 不登校対策に関すること。
- (4) コミュニティ・スクールの充実に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 市立小中学校の校長 10人以内
- (3) 市立小中学校のPTA関係者 1人
- (4) 福生市町会長協議会の代表者 1人
- (5) 福生市立学校学校運営協議会委員 3人以内
- (6) 市内の幼稚園長 1人
- (7) 市内の保育園長 1人
- (8) 福生市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人
- (9) 市職員
- (10) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は第3条第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討委員会への出席を依頼し、及び意見又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼の額は、予算の範囲内で別に定める基準に基づき支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集し、かつ、会議の議長となる。

令和5年10月6日（金）

令和における福生市立学校の在り方検討委員会

公立中学校における 部活動の地域連携・地域移行について

東京都教育庁指導部
主任指導主事（部活動振興担当）
大村 賢治

本日の内容

- 1 部活動の意義について
- 2 部活動改革の背景について
- 3 東京都の取組について
- 4 QAについて

部活動の地域連携・地域移行について

地域連携とは？

学校教育の一環として行われる部活動において、地域の人材を活用した部活動指導員や外部指導者の導入や、複数校で実施する合同部活動の導入など、学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの

地域の団体

クラブ
企業
大学 等

地域の指導者

公認指導者
退職教員 等

コーディネーター

⇔

→

部活動指導員
外部指導者

学校部活動

複数の学校で合同実施

部活動の地域連携・地域移行について

地域移行とは？

地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの

区市町村

⇕ 連携

地域の団体

クラブ
企業
大学 等

コーディネーター

⇔

→

指導者

地域クラブ活動

1 部活動の意義について

1 部活動の意義について

中学校学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 部活動の意義について

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

第5節 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
 - ② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の**人間関係の構築**を図ったり、生徒自身が活動を通して**自己肯定感を高めたりする**など、その教育的意義が高いことも指摘されている。

例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点から**スポーツに関する科学的知見**や**スポーツとの多様な関わり方**及び**スポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ**など、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

〔中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編〕〔文部科学省 平成29年7月〕

1 部活動の意義について

- 思いやりの心や自主性・社会性の育成
- 豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくり
- 生徒の個性・能力の伸長
- 体力向上や健康増進

2 部活動改革の背景について

2 部活動改革の背景について

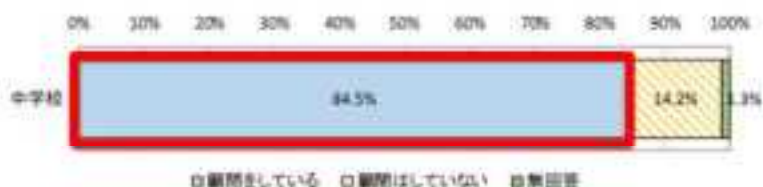


図 2-12 部活動の廃止をしているか



図 2-13 担当の部活動について指導可能な知識や技術を備えているか

『公立小・中学校教員勤務実態調査研究』報告書（文部科学省 平成31年）

10

2 部活動改革の背景について

運動部当たりの参加人数（中学生）

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。



〔出典〕日本中学校体育連盟の調査結果に基づき一併に改訂

「運動部活動の地域移行に関する検討会議報告 参考資料集」(運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月)

13

2 部活動改革の背景について

運動部活動 参加率（中学校）

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



〔出典〕学校基本調査(国)及び日本中学校体育連盟の調査結果に基づき一併に改訂

「運動部活動の地域移行に関する検討会議報告 参考資料集」(運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月)

14

2 部活動改革の背景について

中学校学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

〔中学校学習指導要領（平成29年告示）〕（文部科学省 平成29年3月）

15

2 部活動改革の背景について

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

〔中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編〕（文部科学省 平成29年7月）

16

2 部活動改革の背景について

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
(令和2年9月) 事務連絡

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動に従事しないこととする。

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 参考資料集」(運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月)

17

2 部活動改革の背景について

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月) 事務連絡

「部活動の意義と課題」

- 部活動は、教科学習と異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- これまで部活動は、教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

「部活動改革の方向性」

- 休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要が無い環境を構築
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 参考資料集」(運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月)

18

2 部活動改革の背景について

スポーツ庁 「運動部活動の地域移行に関する**検討会議**」

○ 令和3年10月～令和4年5月 計8回

文化庁 「文化庁活動の地域移行に関する**検討会議**」

○ 令和4年 2月～令和4年8月 計7回

提言

- **休日の運動部（文化部）活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- **目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
- **平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- **地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む**
- **地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**

18

2 部活動改革の背景について

令和4年12月 スポーツ庁、文化庁
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務環境
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康確保・事故防止の徹底、休前・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上休日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方自治団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の縮減が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化芸術施設群や学校担当部署、指導団体、学校等の関係者を軸とした協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な連携推進
- ・競技志向の活動だけでなく、種別の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志趣等に合わせたプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を確保
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・国庫事業への支援

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の収容の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・立市町村が運営団体となる体制や、地域内の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同型活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を通知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その確実な実施に向けては教団が考慮しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、高次の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を創出等）

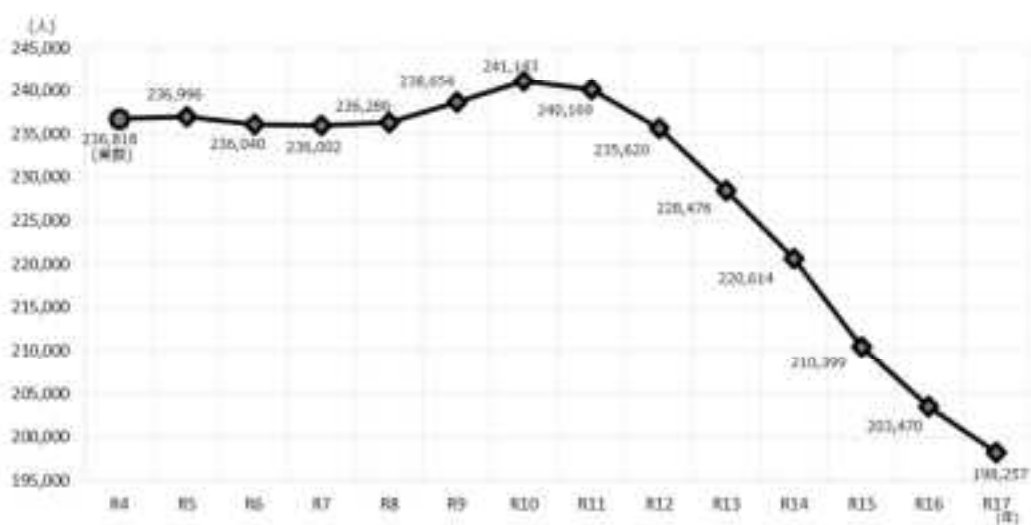
20

3 東京都の取組について

21

3 東京都の取組について

少子化の進行により学校単位の部活動の存続が困難



東京都公立中学校生徒数の推計「中学校全学年」（令和4年度教育人口等推計（速報値）の概要について）

22

3 東京都の取組について 中学校等における部活動の実態

◆ 令和4年度「部活動実施状況調査」

- 調査実施時期
 - ・ 令和5年1月から2月
- 調査対象校 622校
 - ・ 公立中学校（本校・分校）603校
 - ・ 義務教育学校（後期課程）8校
 - ・ 都立中学校（附属中学校）5校
 - ・ 公立中等教育学校（前期課程）6校

【令和4年度】
都内公立中学校等^{※1}で
75部が体部・康部
令和4年度「部活動実施状況調査」
【東京都教育委員会】

◆ 生徒加入状況

	中学校	義務教育 学校(後期)	都立中学校 (附属校)	公立中等 教育学校	計
在籍者数(人) ^{※1}	228,953	2,832	2,155	2,878	236,818
加入者数(人) ^{※2}	193,500	2,248	2,043	2,948	200,739
運動系(人) ^{※2}	126,206	1,555	1,146	1,736	130,643
(割合)	65.2%	69.2%	56.1%	58.9%	62.3%
文化系(人) ^{※2}	67,294	693	897	1,212	70,096
(割合)	34.8%	30.8%	43.9%	41.1%	37.7%

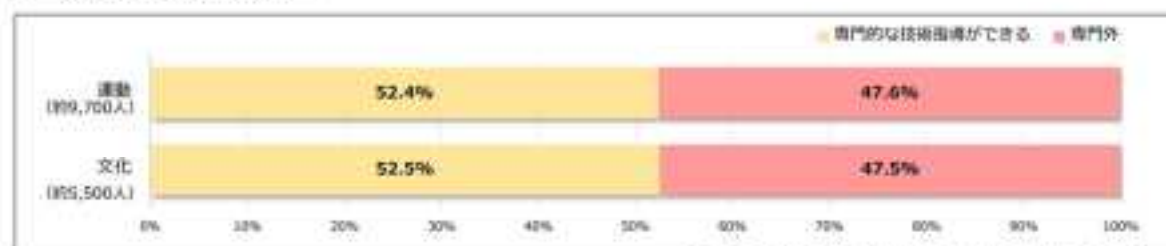
◆ 設置数

	中学校	義務教育 学校(後期)	都立中学校 (附属校)	公立中等 教育学校	計
設置部活動数(部)	7,905	126	96	140	8,267
運動系(部)	4,960	81	51	79	5,171
(割合)	62.7%	64.3%	53.1%	56.4%	62.5%
文化系(部)	2,945	45	45	61	3,096
(割合)	37.3%	35.7%	46.9%	43.6%	37.5%

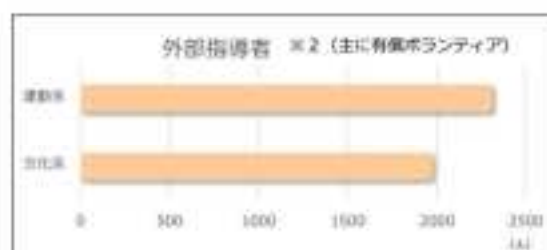
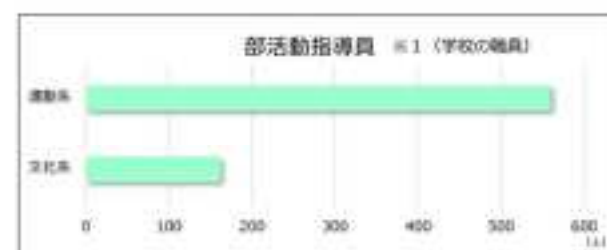
※1 在籍者数は、令和4年5月1日現在の学校基本調査によるものとする。
 ※2 加入者数は、2部以上加入している生徒の延べ人数としている。

3 東京都の取組について 中学校等における部活動の実態

◆ 指導者の配置状況



令和4年度「部活動実施状況調査」(東京都教育委員会)



令和4年度「部活動実施状況調査」(東京都教育委員会)

※1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。
 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。
 ※2 外部指導者は、※1以外で区市町村が配置している指導者。

3 東京都の取組について

部活動検討委員会

子供たちのスポーツに親しむ機会を確保するため、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備等を検討することを目的に設置



28

3 東京都の取組について 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」

※ 地域連携・地域移行の推進に向けた取組のイメージ（イメージ画像）

- 1 策定の目的 **令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、都内公立中学校等の部活動の地域連携・移行を推進**
- 2 推進目標 **令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・移行に向けた取組を実施**
- 3 現状と課題
 - ◇ 都内公立中学校で、専門的な技術指導ができる教員は、運動部・文化部ともに約5.5%
 - ◇ 教員の部活動指導や大会引率を負担に感じている教員は少なくない
 - ◇ 令和4年度に、地域連携・移行に向けて協議会を推進しているのは27地区
- 4 取組の方向
 - ◇ スポーツ、文芸芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係各団体の連絡体制の構築や指導者を確保
 - ◇ 東京都は、休日の学校部活動の自律的な地域連携・移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助成
 - ◇ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・移行を推進、その成果を区市町村に発信



5 都の取組

(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

- | | |
|---|---|
| <p>ア 部活動検討委員会組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討 ・課題内容等について、ホームページ等で広く情報発信 | <p>エ 教員等の指導者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEPROサポーターバンクへの登録を促し、指導者の確保を支援 ・専門性を有する学生の指導者の確保に向けて、大学に働きかけ |
| <p>イ 関係各団体の連絡体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化 ・地域連携・移行に関する取組状況を各種会議で情報提供 | <p>オ 教員等の指導者の育成向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部指導者等に対し、①のガイドラインの活用を推奨 ・都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供 |
| <p>ウ 関係者への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットにより、地域連携・移行のスケジュール等を周知 ・好事例等をニュースレターで定期的に発信 | <p>カ 取組内容の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の部活動指導に関する取組調査を実施し、課題を把握 ・円滑に業務遂行の許可を得られるよう、規程や運用の改善 |

3 東京都の取組について

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組 P7～

- 都立学校等における地域連携・地域移行推進事業
 - 実施校一部の部活動の地域連携・移行に関する実証事業を実施
 - T E P R Oを活用した地域連携・移行等の成果を区市町村に発信
- 都立高校における部活動改革ガイドライン公表
 - 実施校一部の部活動における休日等の運営を民間事業者に委託
 - 働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3) 区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助 P10～

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、以下の経費を補助するとともに、国に対して令和6年度以降の支援について働きかけていく

- 都立部活動地域移行推進協議会の設置
 - 単独指導や大会引率等を担う都立指導員(非常勤職員)の配置
 - 専門的な技術指導等を行う外部指導員(有償ボランティア)の配置
- 休日等における地域クラブ活動における指導員の配置
 - 実技指導等を行う指導員の配置に係る謝金
 - 教育的意義や体調防止等に関する研修会開催
- コーディネーター等の配置
 - 区市町村で子供等と連絡調整を行う総合コーディネーターの配置
 - 中学校で連携団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置
- 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の設置
 - 区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等へ支援
- 休日等における地域クラブ活動における指導員の配置
 - 実技指導等を行う指導員の配置に係る謝金
 - 教育的意義や体調防止等に関する研修会開催
- 施設等への活用に関する体制構築
 - 出前する社等への支援に係るシステム設置・改修等の体制構築
- その他
 - 地域連携・移行に係る体制構築のための初期費用を支援
例) ヘルプデスク設置の委託、課題把握のための調査費用

6 区市町村の取組 P12～

地域連携・移行に向けた協議会等の設置 方針及びスケジュール等を示した計画等の策定 計画に基づく地域連携・移行の推進

7 地域連携・地域移行に係る経費負担 P14～

- 運動・文化芸術活動が有意義だと感じている生徒の増加
- 教員が指導に携わらぬ休日の部活動の増加
- 教員の部活動への定時帰りの増加

8 事業進捗計画の見直し P15～

本推進計画の適合性の点検を行い、各取組の取組状況を踏まえつつ、進捗、内容の見直し・改訂



3 東京都の取組について 未来へつなく部活動改革 リーフレット

東京都の子供たちにとって
魅力あるスポーツ・文化芸術活動
の機会を確保するため、
部活動改革を進めます。

目標

- 学校の部活動の存続が困難な状況にある部活動の数を減らし、存続が困難な部活動の数を減らす
- 学校の部活動、専らスポーツ・文化芸術活動に特化した部活動の増加、休日の部活動の増加、休日の部活動の増加、休日の部活動の増加

→ 教員の部活動指導を軽減し、教員の質を向上

→ 専門的な技術指導のできる指導員による継続的な指導が必要

東京都における部活動改革の方向性

- 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、区市町村の連携により、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動に接続して楽しむ環境を整備
- 学校の部活動において、専門的な技術指導に見直し、大会等準備ができる指導員を育成するなど、地域と連携して指導体制を整備

→ 子供たちの多様なニーズに応じた活動機会の創出

東京都の子供たちにとって
魅力あるスポーツ・文化芸術活動
の機会を確保するため、
部活動改革を進めます。

目標

- 学校の部活動の存続が困難な状況にある部活動の数を減らし、存続が困難な部活動の数を減らす
- 学校の部活動、専らスポーツ・文化芸術活動に特化した部活動の増加、休日の部活動の増加、休日の部活動の増加、休日の部活動の増加

→ 教員の部活動指導を軽減し、教員の質を向上

→ 専門的な技術指導のできる指導員による継続的な指導が必要

東京都における部活動改革の方向性

- 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、区市町村の連携により、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動に接続して楽しむ環境を整備
- 学校の部活動において、専門的な技術指導に見直し、大会等準備ができる指導員を育成するなど、地域と連携して指導体制を整備

→ 子供たちの多様なニーズに応じた活動機会の創出

https://www.kyniku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/club_activity.html

3 東京都の取組について

- ・ 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を整備
- ・ 学校の部活動において、専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる指導者を配置するなど、地域と連携して指導体制を整備



29

3 東京都の取組について

地域連携とは？

学校教育の一環として行われる部活動において、地域の人材を活用した部活動指導員や外部指導者の導入や、複数校で実施する合同部活動の導入など、学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの



地域移行とは？

地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの



- ・ 顧問の先生の異動等にかかわらず、継続的に専門的な指導が受けられる
- ・ 通学する学校の部活動には無かった様々なスポーツ・文化芸術活動を体験できる

30

3 東京都の取組について 未来へつなぐ 部活動改革 リーフレット

子供たちの笑顔のために、部活動の指導者になりませんか？

子供たちのスポーツ・文化芸術活動を持続可能とするため、指導者として御協力いただける方や団体は、人材バンクへの登録をお願いいたします。

- ・ 空き時間を利用して柔軟に働きたい方
- ・ 個人（現役、退職者）、団体を問わず、社会に貢献したい方
- ・ 知識や技術を生かしたい方



公益財団法人
東京都教育支援機構
Tokyo Education Promotion and Support Organization





TEPRO Supporter Bank
<https://www.tepro.or.jp/applicant/activity.html>





TEPRO Supporter Bankの登録申込はこちら

〇〇地区や週〇回、曜日、時間など希望条件等を入力

3 東京都の取組について 都立学校における部活動の地域連携・地域移行の試行実施について

1 目的

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動と教員の働き方改革を実現するため、休日の部活動について、外部事業者と学校が連携して行う地域クラブ活動を試行実施し、部活動の地域連携・地域移行の在り方を検証する。

<主な検証事項>

- (1) 地域団体と学校との連携
- (2) 外部委託による教員の負担軽減
- (3) 地域クラブ活動における指導者の員の確保
- (4) 活動場所の確保・施設の利用
- (5) 教員等の兼業・兼職

2 実施方法

都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）への委託により、都立中学校等10校の10部活動について実施



都立高等学校における部活動改革パイロット校

民間事業者への委託により、都立高等学校6校の12部活動について実施



3 派遣している指導者

- ・ 民間事業者や地域スポーツ団体等からの派遣者
- ・ 個人指導者
- ・ 教員や部活動指導員（兼業・兼職）

4 実施校・実施部活動

・ 次ページのとおり

5 今後の予定

・ 成果と課題を部活動検討委員会で協議

3 東京都の取組について		都立学校における部活動の地域連携・地域移行の試行実施について	
都立中学校等の部活動における地域連携促進事業		都立高等学校における部活動改革パイロット校	
実施校	実施部活動	実施校	実施部活動
都立白鷺高等学校附属中学校	硬式テニス部	都立足立高等学校	バドミントン部
都立美国高等学校附属中学校	硬式テニス部	都立日本橋高等学校	バドミントン部
都立武蔵高等学校附属中学校	サッカー部	都立調布北高等学校	サッカー部
都立富士高等学校附属中学校	硬式テニス部		男子バレーボール部
都立大泉高等学校附属中学校	卓球部		バドミントン部
都立桜葉館中等教育学校	剣道部	都立板橋高等学校	男子バレーボール部
都立小石川中等教育学校	化学研究会		卓球部
都立立川国際中等教育学校	ラクロス部	都立永山高等学校	女子ソフトボール部
都立南多摩中等教育学校	卓球部		ハンドボール部
都立三歳中等教育学校	硬式テニス部	都立国分寺高等学校	硬式テニス部
			バドミントン部
			水泳部

3 東京都の取組について		都立学校における部活動の地域連携・地域移行の試行実施について	
指導者のスキルについて			
[指導者資格] 必須			
① 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格			
② 各中央競技団体が定める指導者資格			
③ 各会派・流派等の団体が定める指導者資格			
④ 上記①から③以外の資格又はそれに類する知識・知見を有する者			
[指導経験] 必須			
⑤ 地域スポーツクラブや民間スポーツクラブにおける3年以上の指導経験			
⑥ 文化芸術に関するクラブや教室における3年以上の指導経験			
⑦ 中学校又は高等学校における3年以上の指導経験			
[教員免許状] 望ましい			
⑧ 中学校又は高等学校の教員免許状			

3 東京都の取組について 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する情報交換」について

(1) 実施状況

① 実施期間 令和5年5月29日（木）から7月14日（金）まで
 ② 実施方法 対面訪問又はオンライン
 ③ 実施状況 62地区全地区終了

(2) 主な内容

① 今年度の主な取組予定
 ② 地区の特徴・強みや他地区に紹介したい取組
 ③ 懸念事項

	今年度の主な取組予定	地区の特徴・強みや他地区に紹介したい取組	懸念事項
区部	<ul style="list-style-type: none"> 学校部の連携役として結成コーディネーターを配置し、区内の一部の部活動を拠点校方式で実施 区教委が運営主体となり、地域の団体や大学と連携し、一部の運動部と文化部について実証事業を実施 R7年度までの推進計画を策定するとともに、モデル校を指定 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者ではなく、放課後の居場所づくりの所管課が担当 スポーツチームを有する企業が複数あるため、人材確保が容易 体育大学や音楽大学があるため、人材確保が容易 部活動と総合型地域スポーツクラブが連携して指導者を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者やコーディネーターなどの確保 学校施設以外の活動場所の確保 受益者負担の方向性
市町村部	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティスクールの組織体制を活用し、地域学校協働本部が実施主体となって地域クラブを試行開始 地域のスポーツ団体と連携し、参加費と保険料を受益者負担により地域クラブを充実 「子供たちのため」、「教員の働き方改革」に加え、「地域おこし」の視点から検討を進行中 	<ul style="list-style-type: none"> 市の体育協会は少子化の影響を理解し、競技人口の減少・裾野拡大のためにも協力 地域のスポーツ団体と連携し、学校の部活動にはない活動（クリケット）を合同部活動として設置 地域学校協働本部が人材バンク事業を運営 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の意義や学校のルールを理解し、専門的な技術指導を行える人材の確保 市内に大学等がなく、人材の確保や研修の実施が困難 受け皿となる地域のスポーツ団体や文化団体の確保や指導者の確保
島しょ部	<ul style="list-style-type: none"> 島しょ教育長協議会における検討を予定 地域の有志が開催している地域クラブに中学生が参加するなど、日常的に地域と連携しながら活動を実施中 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が学校運営に協力的であり、地域と連携したスポーツ・文化芸術活動の機会の創出に向けて検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 島外の事業者への委託や指導者の確保 予算の確保 受益者の負担割合の検討

3 東京都の取組について 令和4年度地域運動部活動推進事業 成果報告書（概要）

令和4年度の取組（地域運動部活動推進事業 成果報告書）スポーツ庁ホームページに掲載
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_pref_00013.html

杉並区

運営主体：株式会社Sports&Works
 一般社団法人 杉並文化スポーツサポーターズクラブ
 活動場所：杉並区立小中一貫教育校高円寺学園
 杉並区立富士見丘中学校
 指導者：事業者に所属する専門コーチ、外部コーチ
 移動手段：該当校生徒の参加

責任主体：杉並区教育委員会
 活動種目：軟式野球、バスケットボール、サッカー、ソフトテニス、バドミントン等
 会費等：なし
 保険：災害共済給付制度

日野市

運営主体：スポーツデータバンク（株）
 ※連携：ユニカミルタ（株）
 活動場所：日野市立三沢中学校 校庭
 指導者：ユニカミルタ（株）社員（陸上競技部コーチ・選手）
 移動手段：徒歩・公共交通機関

責任主体：スポーツデータバンク（株）
 日野市教育委員会
 活動種目：陸上競技
 会費等：なし
 保険：スポーツ安全保険

渋谷区

実践研究校：広尾中学校、代々木中学校
 原宿外苑中学校、
 渋谷本町学園中学校
 活動場所：渋谷本町学園中学校、広尾中学校、代々木中学校
 指導者：ユナイテッド委託事業者による専門指導員
 移動手段：徒歩

活動種目：サッカー
 会費等：20,000円/年

4 QAについて

37

4 QAについて

「よくある質問」

- 平日も休日も地域連携・地域移行していくのでしょうか。
- 地域クラブに移行した際、学校での部活動の意義はどうなるのでしょうか。
- 地域クラブの活動中に、事故があった場合、どこが責任を取るのでしょうか。
- 地域クラブとして、今までどおり中体連の大会に参加することはできるのでしょうか。
- 地域クラブに移行した際、保護者の経済的負担はどうなるのでしょうか。

38

部活動の地域連携・地域移行に関する
意識調査報告書

令和5年9月

福生市教育委員会

もくじ

第1章 生徒アンケート

- 1 調査の概要・・・・・・・・・・・・・1
- 2 部活動の所属状況・・・・・・・・・・・・・2
- 3 1週間の活動日数・・・・・・・・・・・・・4
- 4 休日の活動・・・・・・・・・・・・・6
- 5 活動日数・時間について・・・・・・・・・・・・・8
- 6 部活動に所属する最大の目的・・・・・・・・・・・・・10
- 7 部活動を行っていて良いと思う点・・・・・・・・・・・・・11
- 8 所属する顧問・指導者の指導・・・・・・・・・・・・・12
- 9 部活動以外に通っている
地域クラブ等・・・・・・・・・・・・・13
- 10 地域クラブの大会参加・・・・・・・・・・・・・14

第2章 教員アンケート

- 1 調査の概要・・・・・・・・・・・・・15
- 2 部活動の担当状況・・・・・・・・・・・・・16
設置部活動一覧・・・・・・・・・・・・・17
- 3 競技経験・専門知識・・・・・・・・・・・・・18
- 4 部活動指導の負担感・・・・・・・・・・・・・19
- 5 部活動地域連携・地域移行
賛成 or 反対・・・・・・・・・・・・・20
賛成意見・反対意見・・・・・・・・・・・・・21

資料

- 【生徒対象】調査項目・・・・・・・・・・・・・22
- 【教員対象】調査項目・・・・・・・・・・・・・25

1 調査の概要

実施時期 令和5年7月
 実施方法 WEBによるアンケート調査(質問紙法)
 実施対象 福生市立中学校 全生徒
 総回答数 830件(回収率75%)
 ※調査項目については22・23ページ参照

所属別回答者数



内訳) 学年別回答者数

単位:人

	第1学年	第2学年	第3学年
福生第一中学校	119 (77%)	107 (73%)	100 (62%)
福生第二中学校	123 (87%)	69 (56%)	117 (77%)
福生第三中学校	77 (94%)	63 (82%)	55 (86%)

() 内の値:回収率

2 部活動の所属状況

- ▶ 運動部に所属している生徒の割合が高く、
回答者の約半数が運動部に所属している。
- ▶ 回答者の学年別所属状況では、全体と比べて、第2学年生徒の運動部所属の割合が低く、部活動に所属していない生徒の割合が高い。

回答者の部活動所属状況



内訳) 回答者の学校別所属状況

単位: 人

	運動部	文化部	無所属
福生第一中学校	171	112	43
福生第二中学校	120	91	98
福生第三中学校	111	40	44

学年別

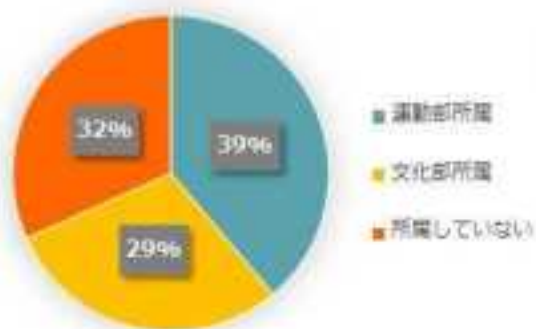
第1学年



内訳) 学校別所属状況 単位:人

	運動部	文化部	無所属
福生第一中学校	54	47	18
福生第二中学校	47	42	34
福生第三中学校	48	13	16

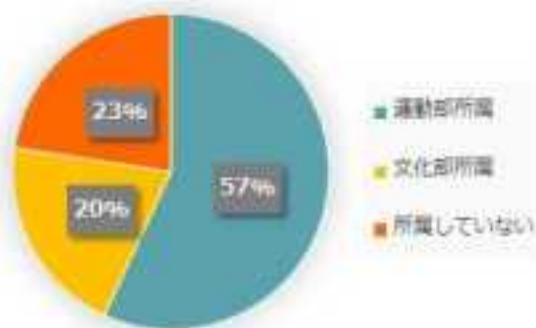
第2学年



内訳) 学校別所属状況 単位:人

	運動部	文化部	無所属
福生第一中学校	50	27	21
福生第二中学校	28	20	21
福生第三中学校	35	16	12

第3学年



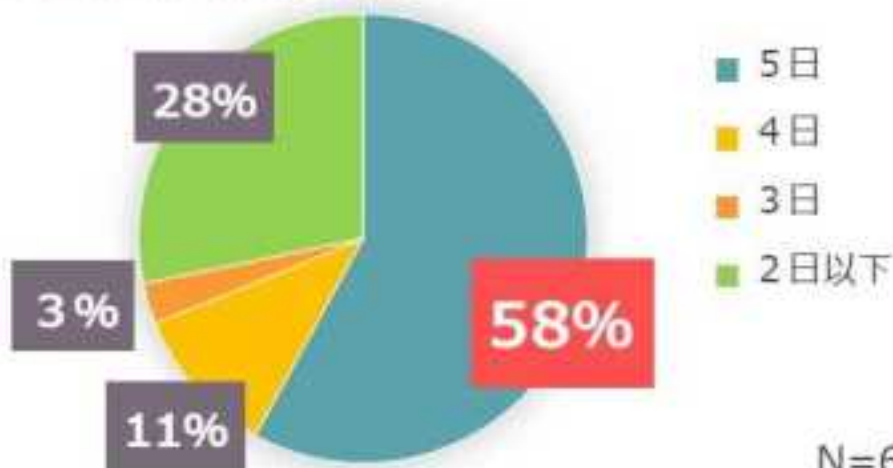
内訳) 学校別所属状況 単位:人

	運動部	文化部	無所属
福生第一中学校	58	38	4
福生第二中学校	45	29	43
福生第三中学校	28	11	16

3 1週間の活動日数

- ▶ 1週間の活動日数（週休日も含む）では、「5日」と回答した生徒が **58%** で**最も多い**。
- ▶ 「5日」と回答した生徒は運動部に多く、「2日以下」と回答した生徒は文化部に多い。
運動部と文化部で傾向が異なる。

1週間の活動日数



N=645

※部活動に所属する生徒の回答を集計

参考

休養日の設定基準

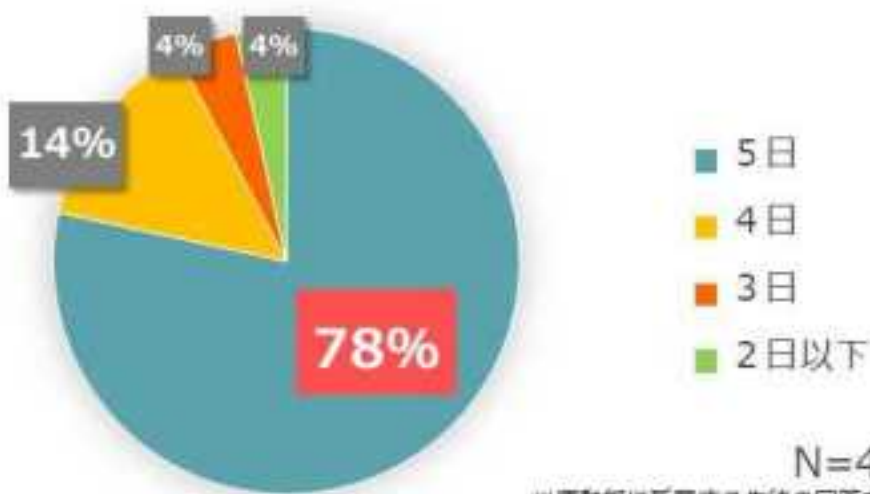
部活動の在り方に関する方針（平成31年4月1日 福生市教育委員会）

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日では少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、1に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

運動部・文化部別

運動部

「5日」の回答が **78%** で最も多い。

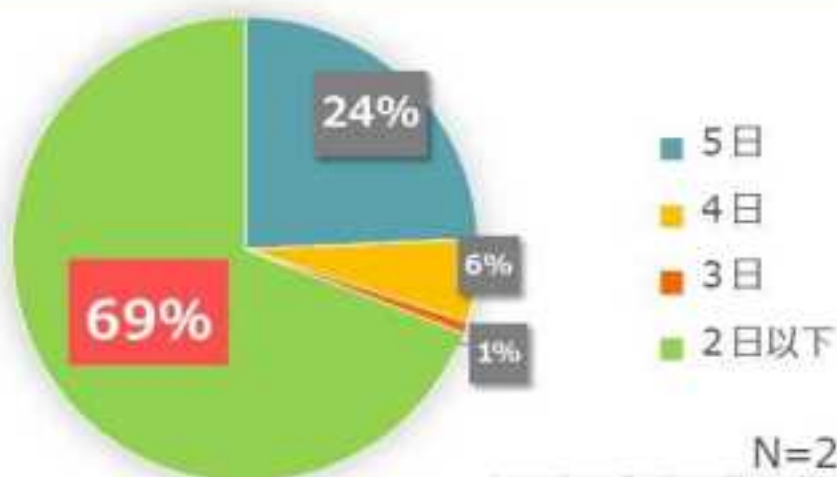


N=402

※運動部に所属する生徒の回答を集計

文化部

「2日以下」の回答が **69%** で最も多い。



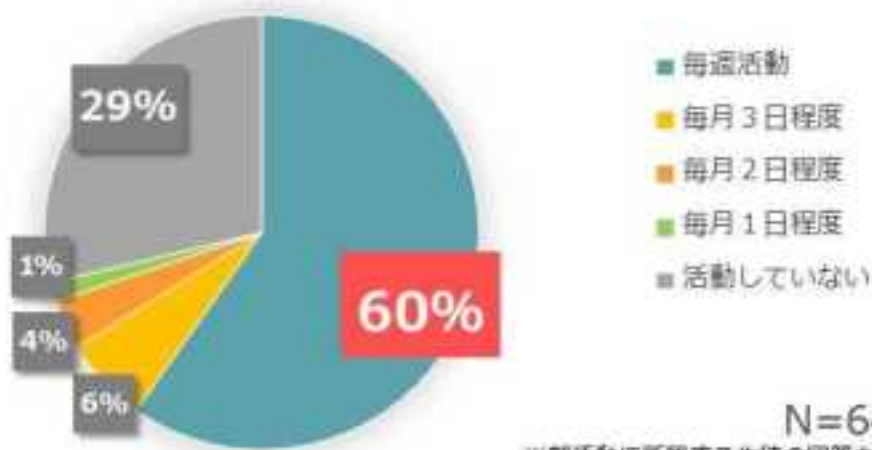
N=243

※文化部に所属する生徒の回答を集計

4 週休日の活動

- ▶ 週休日の活動では、
「毎週活動」と回答した生徒が**60%で最も多い**。
- ▶ 「毎週活動」と回答した生徒は運動部に多く、「活動していない」と回答した生徒は文化部に多い。
運動部と文化部で傾向が異なる。

週休日の活動状況



参考 週休日の活動を設定している部活動数

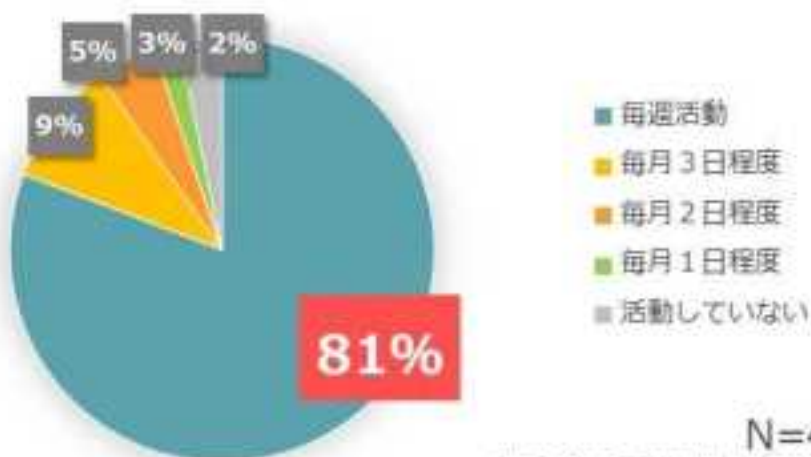
	運動部	文化部
福生第一中学校	10/11	1/5
福生第二中学校	8/8	1/5
福生第三中学校	6/6	1/2

「令和5年度 学校の部活動に係る活動方針」を基に作成

運動部・文化部別

運動部

「毎週活動」の回答が **81%** で最も多い。

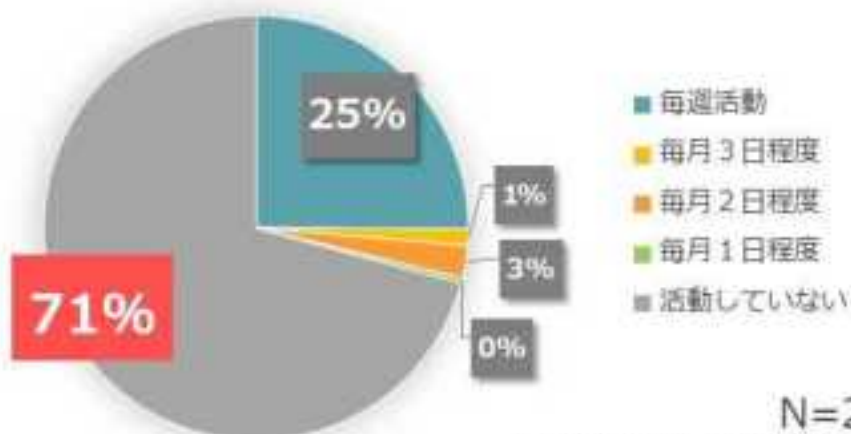


N=402

※運動部に所属する生徒の回答を集計

文化部

「活動していない」の回答が **71%** で最も多い。



N=243

※文化部に所属する生徒の回答を集計

5 活動日数・時間について

- ▶活動日数・時間については、「ちょうど良い」と回答した生徒が **75%** で**最も多い**。
- ▶「多すぎる(長すぎる)」と回答した生徒は運動部に多く、「少なすぎる(短すぎる)」と回答した生徒は文化部に多い。**運動部と文化部で傾向が異なる**。

活動日数・時間について



内訳) 所属別回答者数

単位:人

	運動部	文化部
ちょうど良い	296	186
多すぎる (長すぎる)	89	27
少なすぎる (短すぎる)	17	30

参考

活動時間の設定基準

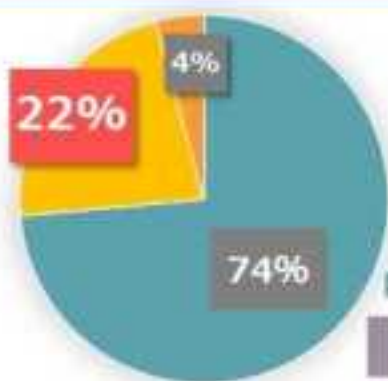
部活動の在り方に関する方針 (平成31年4月1日 福生市教育委員会)

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

運動部・文化部別

運動部

「多すぎる(長すぎる)」の回答が**全体と比較して多い**。



- ちょうど良い
- 多すぎる(長すぎる)
- 少なすぎる(短すぎる)

N=402

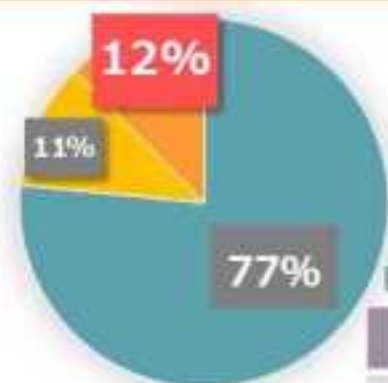
※運動部に所属する生徒の回答を集計

内訳) 活動日数別回答者数 単位:人

	5日	4日	3日	2日以下
ちょうど良い	221	51	15	9
多すぎる(長すぎる)	82	3	0	4
少なすぎる(短すぎる)	12	2	2	1

文化部

「少なすぎる(短すぎる)」の回答が**全体と比較して多い**。



- ちょうど良い
- 多すぎる(長すぎる)
- 少なすぎる(短すぎる)

N=243

※文化部に所属する生徒の回答を集計

内訳) 活動日数別回答者数 単位:人

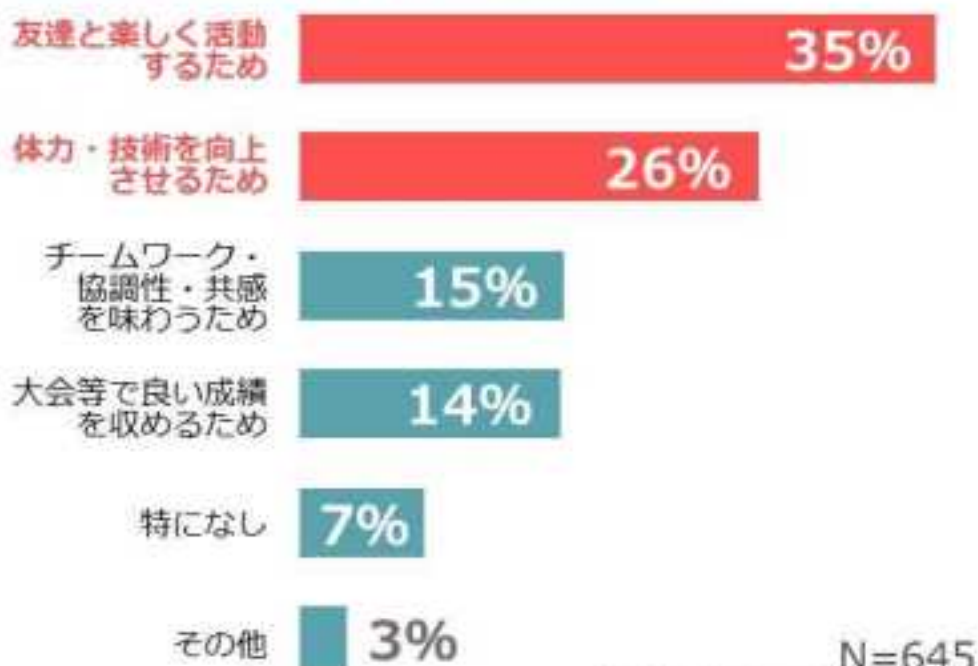
	5日	4日	3日	2日以下
ちょうど良い	30	13	2	141
多すぎる(長すぎる)	22	0	0	5
少なすぎる(短すぎる)	7	1	0	22

6

部活動に所属する最大の目的

- ▶ 「友達と楽しく活動するため」と回答した生徒が、**35%**と最も多い。
- ▶ 運動部では、「体力・技術を向上させるため」と回答した生徒が最も多い。

部活動に所属する最大の目的



N=645

※部活動に所属する生徒の回答を集計

その他の回答

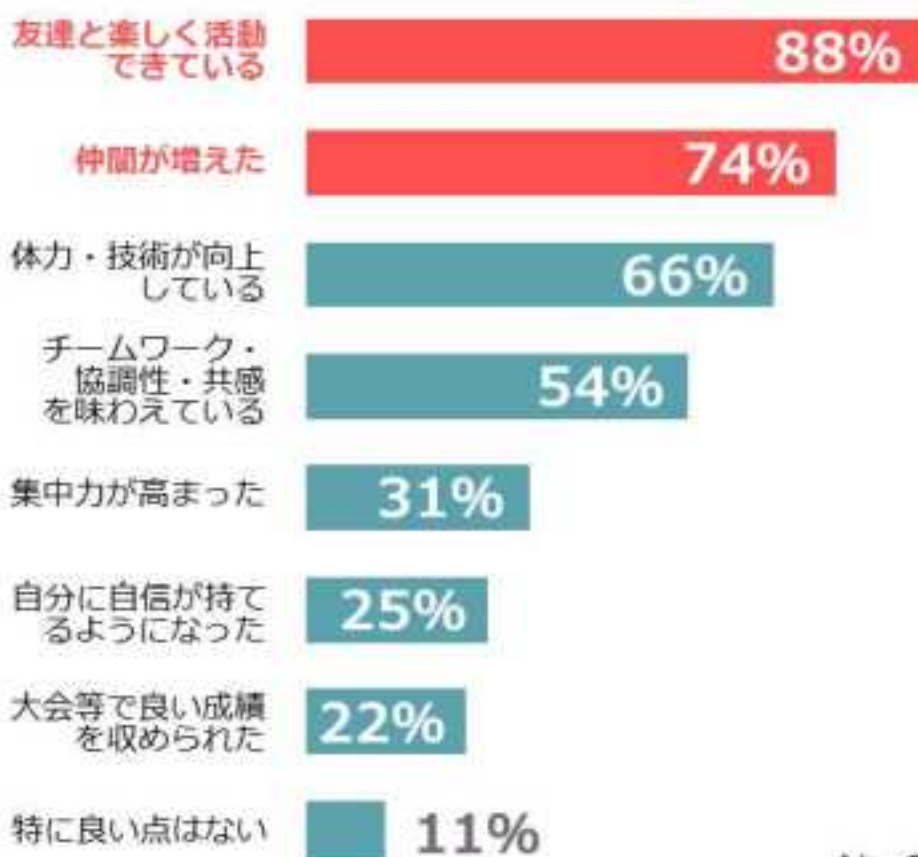
- 競技や活動そのものが好き (7件)
- 保護者の勧め (3件)
- 運動する必要があるため (2件)
- 先輩に会うため (1件)
- 暇だから (1件)

7

部活動を行っていて 良いと思う点

「友達と楽しく活動できている」、「仲間が増えた」と回答した生徒が多く、部活動が生徒の人間関係の構築に関与していることが伺える。

部活動を行っていて良いと思う点 【複数回答】



N=645

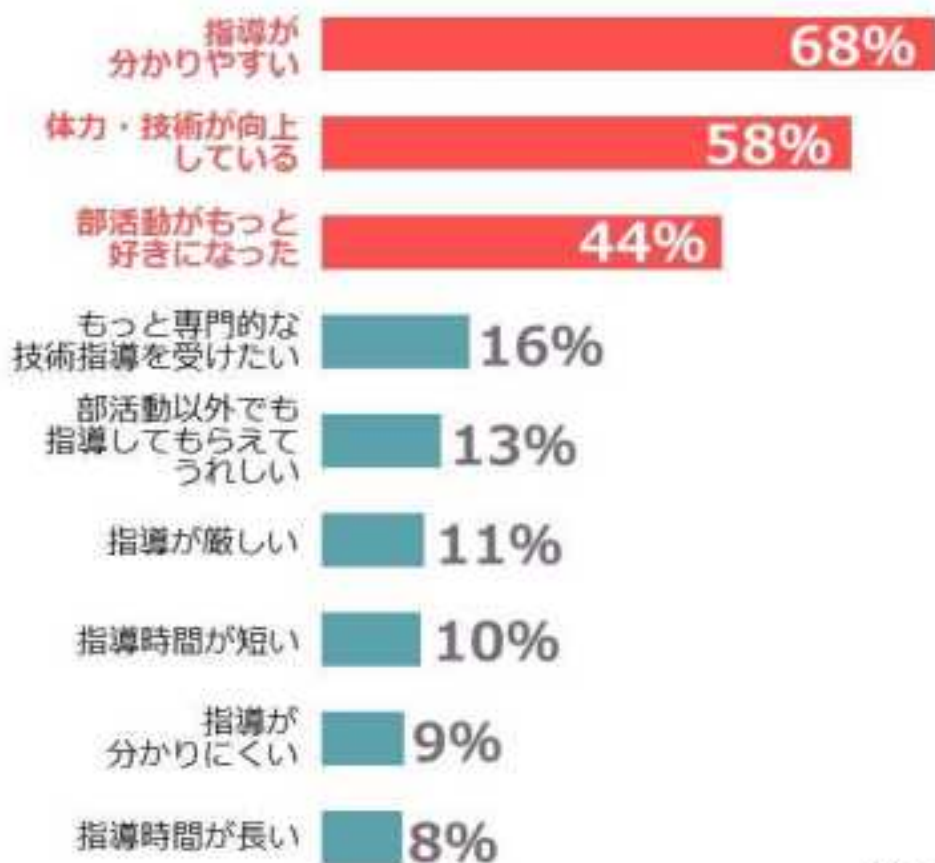
※部活動に所属する生徒の回答を集計

8

所属する顧問・指導者の指導について

- ▶所属する顧問・指導者の指導については、**肯定的な回答が多く**を占めている。
- ▶肯定的な回答が多い一方で、「**もっと専門的な指導を受けたい**」と感じている生徒もいる。

所属する顧問・指導者の指導について



N=645

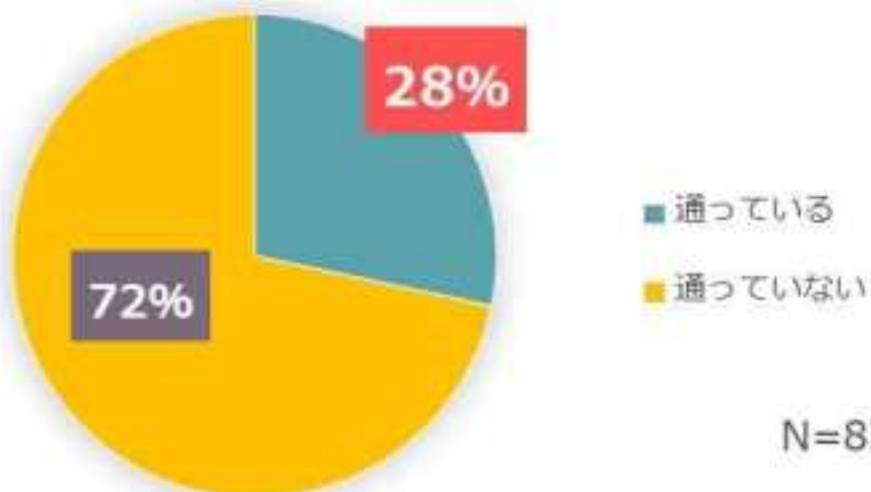
※部活動に所属する生徒の回答を集計

9

部活動以外に通っている地域クラブ等

- ▶ 回答した生徒の **28%** が地域クラブ等に通っている。
- ▶ **部活動に所属していない生徒の57%** が地域クラブ等に通っており、全体と比較して地域クラブ等に通っている生徒の割合が高い。

部活動以外の地域クラブ等に通っている生徒の状況



内訳) 回答者の所属別回答状況

単位:人

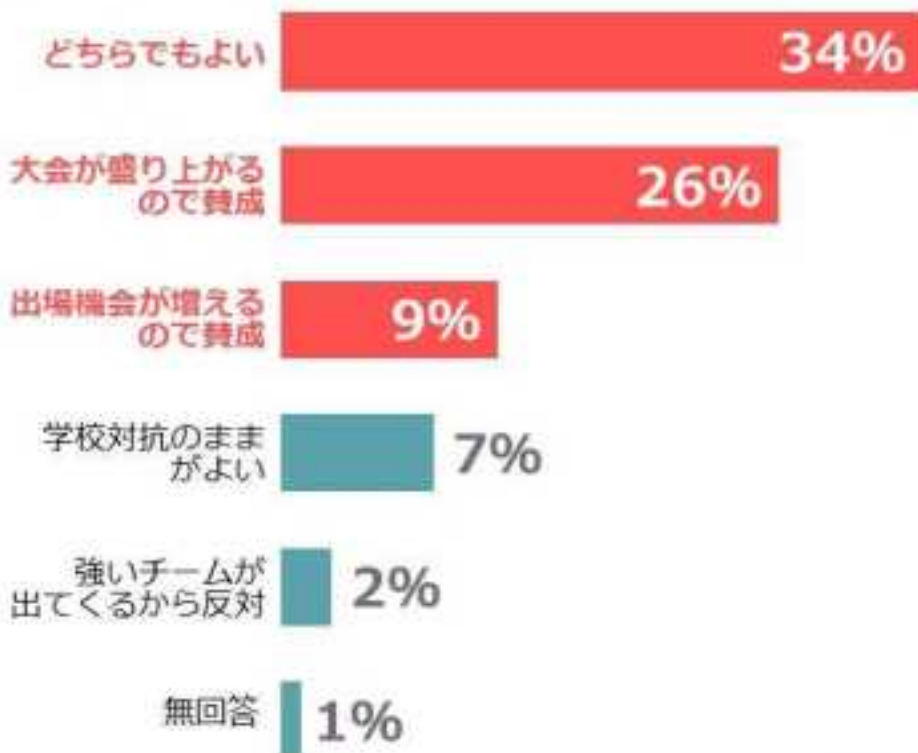
	運動部	文化部	無所属
通っている	88 (22%)	42 (17%)	105 (57%)
通っていない	314 (78%)	201 (83%)	80 (43%)

※ () 内の割合は所属別母集団に占める回答者の割合を表す

10 地域クラブの大会参加

- ▶「どちらでもよい」と回答した生徒が **34%** で **最も多い**。
- ▶生徒の回答結果では、**賛成意見が反対意見を上回っている**。

部活動が参加する大会に 地域クラブが参加することについて



N=402

※運動部に所属する生徒の回答のみ集計

1 調査の概要

実施時期 令和5年7月
 実施方法 WEBによるアンケート調査(質問紙法)
 実施対象 福生市立中学校 全生徒
 総回答数 60件(回収率72%)
 ※調査項目については24・25ページ参照

所属別回答者数



内訳) 教員歴別回答者数

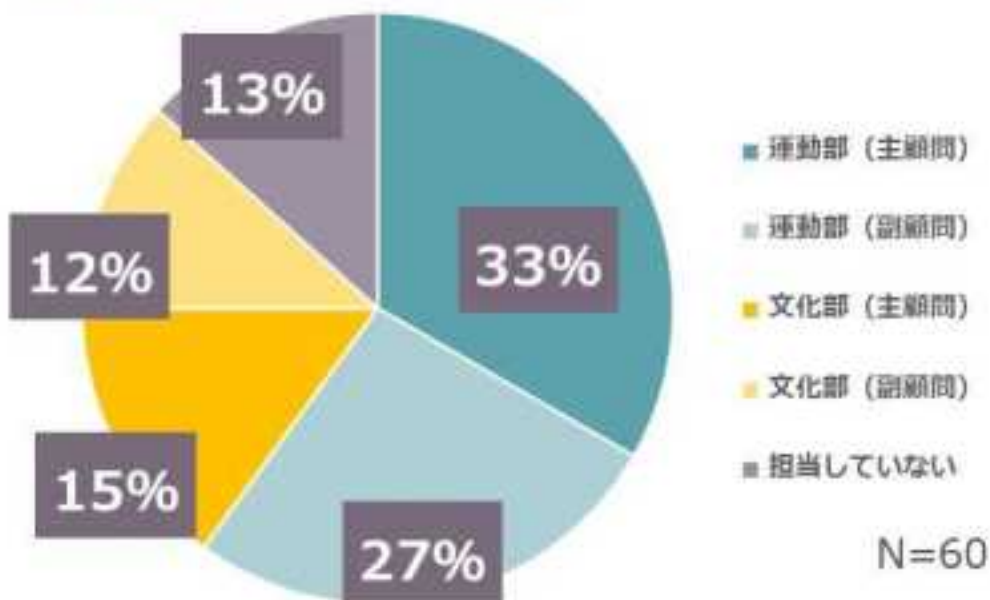
単位:人

	1年～ 3年	4年～ 8年	9年～ 10年	11年～ 20年	21年 以上
福生第一中学校	6	5	1	5	8
福生第二中学校	4	4	2	6	5
福生第三中学校	3	1	1	4	5

2 部活動の担当状況

- ▶ 運動部顧問は、教員歴 **8年目まで** の教員が多い。
- ▶ 文化部顧問は、教員歴 **11年以上** の教員が多い。
- ▶ 部活動を担当していない教員は、
教員歴 **21年以上** の教員が多い。

部活動顧問の担当状況



内訳) 経験年数別担当者数

単位: 人

	1年～ 3年	4年～ 8年	9年～ 10年	11年～ 20年	21年 以上
運動部 (主・副)	10	7	4	9	6
文化部 (主・副)	2	2	0	6	6
担当していない	1	1	0	0	6

参考

設置部活動一覧 (令和5年度)

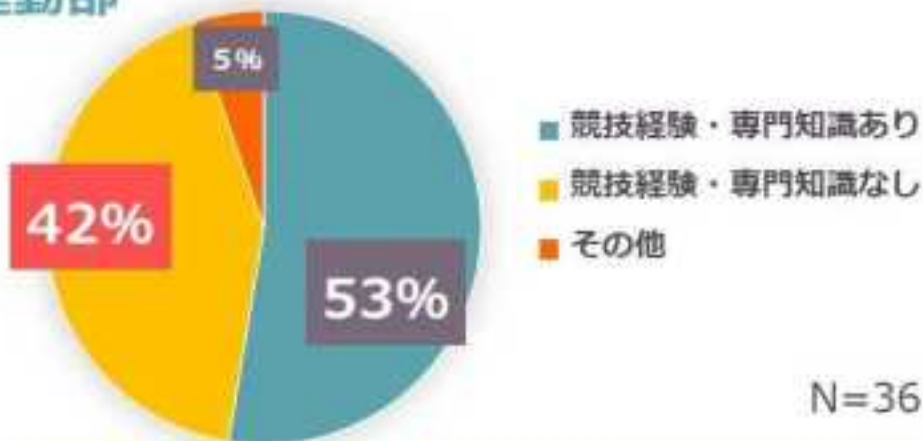
	運動部	文化部
福生第一中学校	男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 野球部 (※3校合同) 女子ソフトボール部 男子ソフトテニス部 女子ソフトテニス部 トレーニング部 剣道部 陸上部 サッカー部 (※2校合同) 女子バレーボール部	吹奏楽部 科学部 美術部 琴曲部 家庭科部
福生第二中学校	男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 野球部 (※3校合同) 男子ソフトテニス部 剣道部 陸上部 サッカー部 (※2校合同) 女子バレーボール部	吹奏楽部 園芸部 美術部 ものづくり部 アットホーム部
福生第三中学校	男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 野球部 (※3校合同) 剣道部 バレーボール部 バドミントン部	吹奏楽部 家庭科部

「令和5年度 学校の部活動に係る活動方針」を基に作成

3 競技経験・専門知識

担当する部活動の競技経験・専門知識がない教員が
約40% いる。

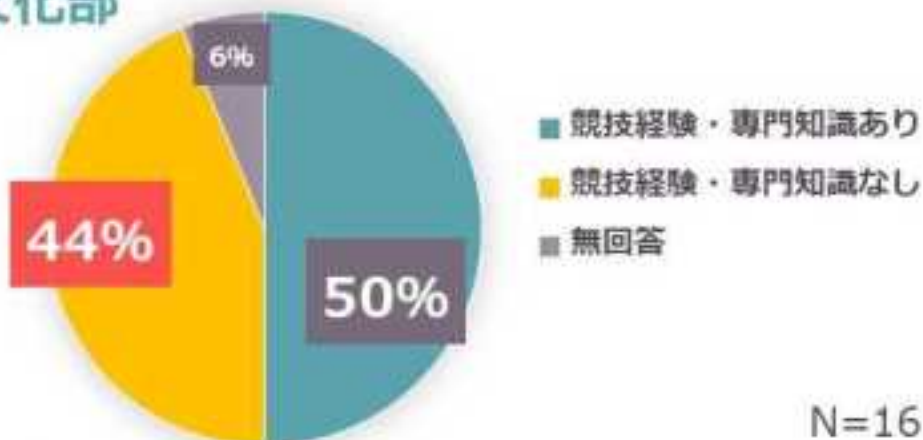
運動部



その他の回答

- 競技経験・専門知識のある部活動もあるが、現在は担当していない。(1件)
- 競技経験はあるが、専門知識はない。(1件)

文化部



4 部活動指導の負担感

- ▶ 部活動を担当している **77%** の教員が部活動指導を負担と感じている。
- ▶ 「**休日の活動**」を負担と感じている教員が最も多い。

部活動の負担感



負担である理由 (複数回答)



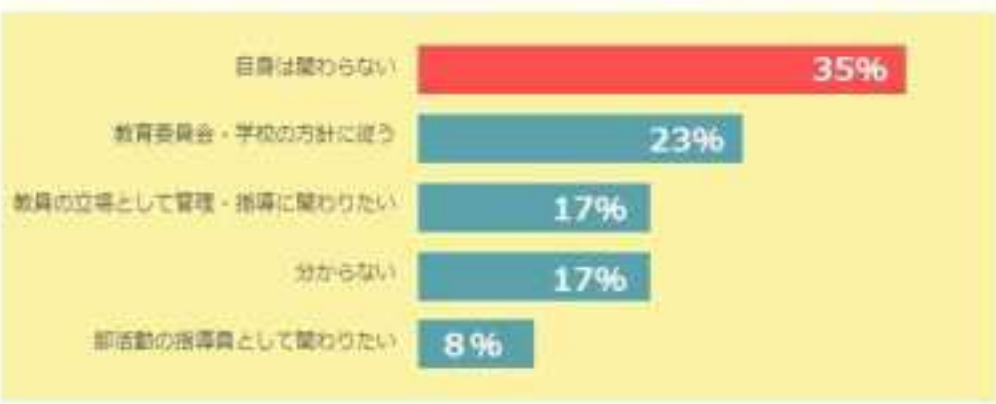
5 部活動地域連携・地域移行賛成 or 反対

- ▶教員の **58%** が **賛成** と回答している。
- ▶地域連携・地域移行実施後の自身の希望する役割については、「**自身は関わらない**」と回答した教員が最も多い。

部活動の地域連携・地域移行について



地域連携・地域移行実施後の自身の希望する役割



賛成意見

58%

【教員の負担軽減】

- 部活動の引率・指導を行うことによって、日々の校務が疎かになっている現状がある。
- 部活によって負担の具合に違いがある。
- 部活をやりたいと感じていない教員にとっては負担である。
- 休日出勤や時間外労働は厳しい。

【教員の処遇改善】

- 専門知識や情熱のある教員が監督やコーチとして、学校業務に支障の出ない範囲で正当な報酬を得た上で、チーム運営や技術指導に関わることができることが望ましい。

【専門性の高い指導】

- 専門性の高い人に指導してもらう方が子供のためになる。
- 保護者や生徒のニーズに、専門性のない教員が応えられない。
- 専門性があり競技の指導に熱意を持つ指導者であれば教員でなくても生徒を指導できる。

【地域の連携強化】

- 市の各競技連盟と連携して、市内の小中学生の指導にあたるようになれば、市の競技力向上につながる。
- 地域連携・地域移行を進め、拠点校方式や地域クラブ等によって、市内の中学校で部員を募集できるようになれば部員不足が解消し、活動が活性化する。

反対意見

12%

【教育活動としての部活動】

- 部活動は教育活動の一環であり、専門性があるだけでは生徒を教育することはできない。
- 普段見られない生徒の活躍や課題を、担任と顧問が共有し指導できることが部活動の意義だと思う。
- 部活動でしか見られない子供の姿もあると思う。部活動を通しての子供と教員の関わりがなくなることは寂しく思う。

【生活指導の側面】

- 部活動における生活指導や教育支援は必要不可欠であり、地域移行によって、課題を抱える生徒の改善機会を奪う結果になりかねない。地域移行ではなく、「教員が負担感をあまり感じずに部活動ができる環境」を整える方が、福生の子供たちの現状に合っている。
- 学校の生活指導の一環と考える。教員とのつながりで学校生活がうまくいっているケースが多い。本人の状況も早くキャッチできる。

【環境面】

- 吹奏楽部は施設や部品が多く無理があると思う。
- 学校外部の人とのやりとりが負担である。

【生徒対象】調査項目

※調査の概要は1ページ参照

- 1 学校を選択してください。
 - 福生第一中学校
 - 福生第二中学校
 - 福生第三中学校

- 2 学年を選択してください。
 - 第1学年
 - 第2学年
 - 第3学年

- 3 部活動の所属について当てはまるものを選択してください。
 - 運動部所属
 - 文化部所属
 - 部活動に所属していない

- 4 部活動に所属する最大の目的について当てはまるものを選択してください。
 - 大会等で良い成績を収めるため
 - チームワーク・協調性・共感を味わうため
 - 体力・技術を向上させるため
 - 友達と楽しく活動するため
 - 特になし
 - その他

- 5 1週間の活動日数（休日含む）について当てはまるものを選択してください。
 - 5日
 - 4日
 - 3日
 - 2日以下

- 6 活動日数・時間について適切かどうか当てはまるものを選択してください。
 - ちょうど良い
 - 多すぎる（長すぎる）
 - 少なすぎる（短すぎる）

- 7 休日の活動について当てはまるものを選択してください。
 - 毎週活動
 - 毎月3日程度
 - 毎月2日程度
 - 毎月1日程度
 - 活動していない

- 8 あなたの所属する部活動顧問や指導者からの指導について当てはまるものを選択してください。【複数回答可】
- 指導が分かりやすい
 - 体力・技術が向上している
 - 部活動がもっと好きになった
 - 部活動以外でも指導してもらえてうれしい
 - もっと専門的な技術指導を受けたい
 - 指導時間が短い
 - 指導が厳しい
 - 指導時間が長い
 - 指導が分かりにくい
 - その他
- 9 部活動以外に地域のスポーツクラブや稽古に通っているかどうか当てはまるものを選択してください。
- 通っている
 - 通っていない
- 10 部活動を行っていて良いと思う点について当てはまるものを選択してください。【複数回答可】
- 友達と楽しく活動できている
 - 仲間が増えた
 - 体力・技術が向上している
 - チームワーク・協調性・共感を味わえている
 - 大会等で良い成績を取られた
 - 集中力が高まった
 - 自分に自信が持てるようになった
 - 特に良い点はない
- 11 部活動が参加する大会に地域のクラブが参加していることについて当てはまるものを選択してください。(運動部所属生徒のみ回答してください。)
- 大会が盛り上がるので賛成
 - 出場機会が増えるので賛成
 - 強いチームが出てくるから反対
 - 学校対抗のままが良い
 - どちらでも良い

【教員対象】調査項目

※調査の概要は15ページ参照

- 1 所属を選択してください。
 - 福生第一中学校
 - 福生第二中学校
 - 福生第三中学校

- 2 職階を選択してください。
 - 主幹教諭
 - 指導教諭
 - 主任教諭（主任養護教諭）
 - 教諭（養護教諭）

- 3 教員歴（年数）を選択してください。
 - 1～3年
 - 4～8年
 - 9～10年
 - 11～20年
 - 21年以上

- 4 現勤務校在籍歴（年数）を選択してください。
 - 1年
 - 2年
 - 3年
 - 4年
 - 5年
 - 6年
 - 7年以上

- 5 部活動の担当を選択してください。
 - 運動部（主顧問）
 - 運動部（副顧問）
 - 文化部（主顧問）
 - 文化部（副顧問）
 - 担当していない

- 6 担当する部活動名を記入してください。
(部活動を担当していない場合は回答不要です。)

- 7 担当部活動の競技経験・専門知識について当てはまるものを選択してください。
(部活動を担当していない場合は回答不要です。)
 - 競技経験・専門知識がある
 - 競技経験・専門知識がない
 - その他

- 8 部活動の負担感について当てはまるものを選択してください。
(部活動を担当していない場合は回答不要です。)
- とても負担
 - どちらかといえば負担
 - どちらかといえば負担ではない
 - 負担ではない
- 9 部活動が負担である理由について当てはまるものを選択してください。
【複数回答可】(部活動を担当していない場合は回答不要です。)
- 疲労・休息不足
 - 休日の活動
 - 長時間労働
 - 指導員の不足
 - 部活動に関する報酬
 - 保護者・地域の方の過熱や期待
 - 学校間や教員間の連携
 - 担当する部活動の専門性が不足(未経験)
 - 大会運営や引率
- 10 部活動の地域連携・地域移行についての【賛成】又は【反対】の有無について当てはまるものを選択してください。
- 賛成
 - 反対
 - どちらとも言えない
- 11 部活動の地域連携・地域移行についての【賛成】又は【反対】の理由をお聞かせください。
- 12 部活動の地域連携・地域移行を実施する場合の自身の希望する役割について当てはまるものを選択してください。
- 自身は関わらない
 - 部活動の指導員として関わりたい
 - 教員の立場として管理・指導に関わりたい
 - 教育委員会・学校の方針に沿って従いたい
 - 分からない

部活動の地域連携・地域移行に係る連絡会 委員名簿

	氏名	所属等
1	沼田 博明	福生市立福生第一中学校校長 [~令和5年9月15日]
2	金子 敏治	福生市立福生第一中学校校長 [令和5年9月16日~]
3	森保 亮	福生市立福生第二中学校校長
4	榎村 多岐	福生市立福生第三中学校校長
5	勝山 朗	福生市教育委員会教育部参事兼教育指導課長事務取扱
6	大楠 功晃	福生市教育委員会教育部教育総務課長
7	吉本 一也	福生市教育委員会教育部主幹(統括指導主事)
8	菱山 栄三郎	福生市教育委員会教育部生涯学習推進課長
9	近野 淳	福生市教育委員会教育部スポーツ推進課長
10	佐藤 克年	福生市公民館長
11	竹内 秀礼	福生市教育委員会教育部教育指導課指導主事
12	小田川 直樹	福生市教育委員会教育部教育指導課指導係長

なお、福生市教育委員会事務局においては、次の者が本報告書の作成に当たった。

参事兼教育指導課長事務取扱	勝山 朗
主幹(統括指導主事)	吉本 一也
指導主事	竹内 秀礼
指導主事	東小川 智史
指導主事	田畑 圭洋
指導係長	小田川 直樹

**部活動の地域連携・地域移行に関する
意識調査報告書**

令和5年9月

編集・発行 福生市教育委員会教育部教育指導課
所在地 東京都福生市本町5番地
電話番号 042-551-1538

資料4 令和における福生市立学校の在り方検討委員会委員名簿

令和における福生市立学校の在り方検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属等	要綱
委員長	小林 福太郎	前東京女子体育大学 教授	3(1)
副委員長	榎並 隆博	福生第六小学校 統括校長	3(2)
副委員長	植村 多岐	福生第三中学校 校長	3(2)
委員	高瀬 智子	福生第一小学校 校長	3(2)
委員	湊 仁	福生第二小学校 校長	3(2)
委員	浅倉 宏之	福生第三小学校 校長	3(2)
委員	南方 孝之	福生第四小学校 校長	3(2)
委員	泉田 巧人	福生第五小学校 校長	3(2)
委員	山岸 史子	福生第七小学校 校長	3(2)
委員	沼田 博明	福生第一中学校 校長 [～令和5年9月15日]	3(2)
委員	金子 敏治	福生第一中学校 校長 [令和5年9月16日～]	3(2)
委員	森保 亮	福生第二中学校 校長	3(2)
委員	青木 豊	福生第三小学校 P T A会長	3(3)
委員	撰梅 敏夫	福生市町会長協議会 会長 南田園二丁目町会 会長	3(4)
委員	土谷 利美	福生第一中学校コミュニティ・スクール委員会 会長 福生第二小学校コミュニティ・スクール委員会 委員	3(5)
委員	青海 俊伯	福生第六小学校コミュニティ・スクール委員会 会長 福生第二中学校コミュニティ・スクール委員会 委員	3(5)
委員	板垣 和生	福生第七小学校コミュニティ・スクール委員会 会長 福生第三中学校コミュニティ・スクール委員会 委員	3(5)
委員	榎本 乃子	清岩院幼稚園 園長	3(6)
委員	津島 知津子	前福生保育園 園長 社会福祉法人 高峰福祉会 理事長	3(7)
委員	木下 良子	福生市民生委員・児童委員協議会	3(8)
委員	村野 和彦	福生市教育委員会 教育部長	3(9)

※ 任期 令和6年3月まで

令和5年度
令和における福生市立学校の
在り方検討委員会
報告書

令和6年3月31日

編集・発行 福生市教育委員会教育部教育指導課
所在地 福生市本町5番地
電話番号 042-551-1538
印刷 有限会社あっぷ印刷工房

